# ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領（ＫＨＫＳ　０７３８）改正案

## （１）法令・自主基準等の改正への対応

### ①大口径燃焼器用ホースに関する事項等の追加

・Ⅱ．設計編　5.3　ホース類の選定

**新(案)**

P109

5.3.3　低圧ホースの選定

（略）

（解説）

1)～3)　（略）

4)　燃焼器用ホースのガス流量は、圧力損失が０．１ｋＰａの場合、下表のとおりであるため、ガス消費量に適した呼びと長さを選定する。

＜燃焼器用ホースのガス流量（kW）＞

| 呼び | 接続＼長さ(mm) | 300 | 500 | 700 | 900 | 1000 | 1200 | 1500 | 2000 | 3000 | 5000 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | コンセント継手×Ｒc 1／4 | - | - | - | - | 9.8 | - | - | 8.4 | 7.0 | 5.6 |
| 10 | コンセント継手×Ｒ 3／8 | - | - | - | - | 21.0 | - | - | 18.2 | 14.0 | - |
| 10 | Ｒ1／2×ＴＵねじ | 36.4 | 33.6 | 30.8 | 28.0 | - | 26.6 | - | - | - | - |
| 14 | Ｒ1／2×ＴＵねじ | 58.8 | 57.4 | 54.6 | 53.2 | 51.8 | - | - | - | - | - |
| 14 | Ｒ1／2×コンセント継手 | - | - | - | - | 40 | - | 40 | 36 | - | - |
| 20 | Ｒ3／4×Ｒｃ3／4 | - | 165 | 158 | 151 | - | - | - | - | - | - |
| 20 | Ｒ3／4×コンセント継手 | - | - | - | - | 74 | - | 72 | 67 | - | - |
| 25 | Ｒ1×Ｒｃ1 | - | 357 | 344 | 322 | - | - | - | - | - | - |
| 25 | Ｒ1×コンセント継手 | - | - | - | - | 124 | - | 120 | 117 | - | - |

5)　略

P111

6)ホース類の形状寸法と接続する機器類等

| 種類＼仕様 | | | 継手金具 入口側 | 継手金具 出口側 | 標準長さ〔mm〕 | 接続する機器類等 入口側 | 接続する機器類等 出口側 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高圧ホース | 集合用ホース | | POL おねじ | Ｒねじ | 650 | 容器バルブ | 集合装置又は小型自動切替式調整器 |
| | | | カップリングソケット | | | | |
| | | | カップリングソケット | カップリングプラグ | 1,050 | | |
| | 連結用ホース | 片　側 | POL おねじ | POL めねじ | 550<br>750<br>1,200 | 容器バルブ | 調整器 |
| | | 両　側 | POL おねじ | POL めねじ | 800<br>1,200 | | |
| 低圧ホース | 継手金具付低圧ホース | 呼び 10 | Ｒねじ | Ｒねじ | 450<br>600<br>900 | 調整器又は自動切替 | 低圧配管 |

**現行**

5.3.3　低圧ホースの選定

（略）

（解説）

1)～3)　（略）

4)　燃焼器用ホースのガス流量は、圧力損失が０．１ｋＰａの場合、下表のとおりであるため、ガス消費量に適した呼びと長さを選定する。

＜燃焼器用ホースのガス流量（kW）＞

| 呼び | 接続＼長さ(mm) | 300 | 500 | 700 | 900 | 1000 | 1200 | 2000 | 3000 | 5000 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | コンセント継手×Ｒc 1／4 | - | - | - | - | 9.8 | - | 8.4 | 7.0 | 5.6 |
| 10 | コンセント継手×Ｒ 3／8 | - | - | - | - | 21.0 | - | 18.2 | 14.0 | - |
| 10 | Ｒ1／2×ＴＵねじ | 36.4 | 33.6 | 30.8 | 28.0 | - | 26.6 | - | - | - |
| 14 | Ｒ1／2×ＴＵねじ | 58.8 | 57.4 | 54.6 | - | - | - | - | - | - |

5)　略

6)ホース類の形状寸法と接続する機器類等

| 種類＼仕様 | | | 継手金具 入口側 | 継手金具 出口側 | 標準長さ〔mm〕 | 接続する機器類等 入口側 | 接続する機器類等 出口側 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高圧ホース | 集合用ホース | | POL おねじ | R1/4 | 650 | 容器バルブ | 集合装置又は小型自動切替式調整器 |
| | | | カップリングソケット | | | | |
| | | | カップリングソケット | カップリングプラグ | 1,050 | | |
| | 連結用ホース | 片　側 | POL おねじ | POL めねじ | 550<br>750<br>1,200 | 容器バルブ | 調整器 |
| | | 両　側 | POL おねじ | POL めねじ | 800<br>1,200 | | |
| 低圧ホース | 継手金具付低圧ホース | 呼び 10 | Ｒねじ | Ｒねじ | 450<br>600<br>900 | 調整器又は自動切替 | 低圧配管 |
| | | 呼び 14 | Ｒねじ | Ｒねじ | 450<br>600<br>900 | 調整器又は自動切替 | 低圧配管 |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | 燃焼器用ホース / 呼び 7（小口径） / 迅速継手 / 迅速継手 / 300、600、1000、2000、3000、4000、5000 / ﾋｭｰｽﾞｶﾞｽ栓又はガスコンセント※1 / 移動式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 7（小口径） / 迅速継手 / Ｒｃねじ / 300、600、1000、2000、3000、4000、5000 / ﾋｭｰｽﾞｶﾞｽ栓又はガスコンセント※1 / 移動式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 10 / 迅速継手 / Ｒねじ / 1000 、 2000 、 3000 / ﾋｭｰｽﾞｶﾞｽ栓又はガスコンセント※1 / 移動式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 10 / Ｒねじ / ＴＵ又はＲｃねじ / 200、300、400、500、600、700、800、900、1000、1200 / 可とう管ガス栓 / 固定式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 14 / Ｒねじ / ＴＵ又はＲｃねじ / 200、300、400、500、600、700、800 、(900、1000 ※2) / 可とう管ガス栓 / 固定式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 14 / Ｒねじ / 大口径迅速継手 / 1000、1500、2000 / 可とう管ガス栓 / 移動式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 20 / Ｒねじ / Ｒｃねじ / 500、700、900 / 可とう管ガス栓 / 固定式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 20 / Ｒねじ / 大口径迅速継手 / 1000 、 1500 、 2000 / 可とう管ガス栓 / 移動式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 25 / Ｒねじ / Ｒｃねじ / 500、700、900 / 可とう管ガス栓 / 固定式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 25 / Ｒねじ / 大口径迅速継手 / 1000 、 1500 、 2000 / 可とう管ガス栓 / 移動式燃焼器具<br>※１　ガスコンセントとは、つまみ等を有せず、ガス出口のコンセント口に迅速継手のソケットを着脱することによりガス通路を開閉するホースガス栓をいい、露出型と埋込型がある。<br>※２　継手金具出口側がＲｃ3/4 のものは製造されていない。 | 燃焼器用ホース / 小口径 / 迅速継手 / 迅速継手 ＴＵ又はＲｃねじ / ≦5000 / ﾋｭｰｽﾞｶﾞｽ栓 / 移動式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 10 / Ｒねじ / ＴＵ又はＲｃねじ / ＜3000 / 可とう管ガス栓 / 固定式燃焼器具<br>燃焼器用ホース / 呼び 14 / Ｒねじ / ＴＵ又はＲｃねじ / ＜3000 / 可とう管ガス栓 / 固定式燃焼器具 |

・Ⅱ．設計編　7.2.2　接続具の種類と選定　（解説）1)接続具の種類

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P149 | 7.2.2 接続具の種類と選定<br>接続具は、自主検査合格証票が貼付されているものを選定することが望ましい。<br>関係法令 規則第４４条第１号ル<br>供給設備・消費設備等告示第８条～第１１条<br>（解説）<br>1) 接続具の種類<br>ＬＰガス用燃焼器具と末端ガス栓との「接続具」として以下の６種類がある。<br>①燃焼器用ホース　②迅速継手付ゴム管　③金属フレキシブルホース<br>④継手金具付低圧ホース　⑤ゴム管　⑥　金属管（硬質管） | 7.2.2 接続具の種類と選定<br>接続具は、自主検査合格証票が貼付されているものを選定することが望ましい。<br>関係法令 規則第４４条第１号ル<br>供給設備・消費設備等告示第９条～第１１条<br>（解説）<br>1) 接続具の種類<br>ＬＰガス用燃焼器具と末端ガス栓との「接続具」として以下の６種類がある。<br>①燃焼器接続用ホース　②迅速継手付ゴム管　③金属フレキシブルホース<br>④継手金具付低圧ホース　⑤ゴム管　⑥　金属管（硬質管） |

| 頁 | 新(案) | | | | | 現行 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 区分 ホースの呼び | 入口側継手 | 出口側継手 | 長さ | 検査機関 | 名称 | 区分 ホースの呼び | 入口側継手 | 出口側継手 | 長さ | 検査機関 |
| | 燃焼器用ホース | 7 (鋼線補強、小口径) | 迅速継手 | 迅速継手 Rc1/4 | 5m 以下(0.3、0.6、1、2、3、4、5 m) | LIA | 燃焼器用ホース | 7 (鋼線補強、小口径) | 迅速継手 | 迅速継手 ねじ継手 | 5m 以下 (0.5、1、1.5、2、3、4、5 m) | LIA |
| | | 10（鋼線補強） | 迅速継手 | Rc3/8 | 5m 以下 (1、2、3m) | LIA | | 10（鋼線補強） | 迅速継手 | 迅速継手 | 5m 以下 (0.3、0.5、0.7、1、1.5、2、3、4、5m) | LIA |
| | | | R1/2 | Rc1/2 Tu | 5m 以下(0.2、0.3、0.4、0.5、0.6、0.7、0.8、0.9、1、1.2m) | | | | ねじ継手 可とう管ガス栓用 | ねじ継手 | | |
| | | | | | | | | | ねじ継手 ねじガス栓用 | ねじ継手 | | |
| | | 14（鋼線補強） | R1/2 | Rc1/2 Tu | 3m 以下 (0.2、0.3、0.4、0.5、0.6、0.7、0.8、0.9、1) | LIA | | 14（鋼線補強） | R3/4、Rc3/4 | R3/4、Rc3/4 | 3m 以下 | LIA |
| | | | | Rc3/4 | 3m 以下(0.2、0.3、0.4、0.5、0.6、0.7、0.8) | | | | | | | |
| | | | | 大口径迅速継手 | 3m 以下(1、1.5、2) | | | | | | | |
| | | 20（鋼線補強） | R3/4 | Rc3/4 | 3m 以下(0.5、0.7、0.9) | LIA | | | | | | |
| | | | | 大口径迅速継手 | 3m 以下(1、1.5、2) | | | | | | | |
| | | 25（鋼線補強） | R1 | Rc1 | 3m 以下(0.5、0.7、0.9) | LIA | | | | | | |
| | | | | 大口径迅速継手 | 3m 以下(1、1.5、2) | | | | | | | |
| | 迅速継手付ゴム管 | 9.5（被覆ゴム管）9.5（塩ビホース） | 迅速継手 | 迅速継手 | 5m 以下 (1、2、3、4、5 m) | LIA | 迅速継手付ゴム管 | 9.5（被覆ゴム管）9.5（塩ビホース） | 迅速継手 | 迅速継手 | 5m 以下(1、2、3、4、5 m) | LIA |
| | 金属フレキシブルホース | 3/8B、1/2B 5/8B、3/4B 1B (ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎｰｽ) | R3/8、Rc3/8 R1/2、Rc1/2 R3/4、Rc3/4 R1、Rc1 | R3/8、Rc3/8 R1/2、Rc1/2 R3/4、Rc3/4 R1、Rc1 | 1.3m 以下 (15、20、25、30、35、40、45、50、60、90、120、130 cm) | LIA | 金属フレキシブルホース | 3/8B、1/2B 5/8B、3/4B 1B (ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎｰｽ) | R3/8、Rc3/8 R1/2、Rc1/2 R3/4、Rc3/4 R1、Rc1 | R3/8、Rc3/8 R1/2、Rc1/2 R3/4、Rc3/4 R1、Rc1 | 1.2m 以下 (20、25、30、35、40、45、50、60、90、120cm) | LIA |
| | | | ホースエンドアダプタ | R1/2、Rc1/2 ホースエンドアダプタ | | | | | ホースエンドアダプタ | R1/2、Rc1/2 ホースエンドアダプタ | | |
| | 継手金具付低圧ホース | 10 | R1/2 | R1/2 （自在） | 1.2m 以下 (45、60、90cm) | LIA | 継手金具付低圧ホース | 10 | R1/2、Rc1/2 (固定ねじ・自在) | R1/2 固定ねじ | 1.2m 以下 (45、60、90、120cm) | LIA |
| | | | | | | | | | | M18×1.5 ユニオン | | |
| | | | | | | | | 14 | R1/2、Rc1/2 R3/4、Rc3/4 (固定ねじ・自在) | R1/2、3/4 固定ねじ | | |
| | | | | | | | | | | M24×1.5 ユニオン | | |
| | LP ガス用ゴム管 (9.5) | | ホースエンド差し込み、ホースバンド締め | | ヒューズガス栓の場合 5m 以下 | CERI | LP ガス用ゴム管 (9.5) | | ホースエンド差し込み、ホースバンド締め | | ヒューズガス栓の場合 5m 以下 | CERI |
| | 金属管 | | 鋼管、銅管、プラスチック被覆鋼管 | | | | 金属管 | | 鋼管、銅管、プラスチック被覆鋼管 | | | |

LIA ：(財)日本エルピーガス機器検査協会
CERI ：(財)化学物質評価研究機構

LIA ：(財)日本エルピーガス機器検査協会
CERI ：(財)化学物質評価研究機構

**②マイコンメータに関する事項等の改正**

**・Ⅱ．設計編　5.2.1　ガスメータの機種選定　(解説)マイコンメータ検定有効期間**

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P103</td><td>
5.2　ガスメータの選定と設置場所<br>
5.2.1　ガスメータの機種選定<br>
(略)<br>
（解説）<br>
1)、2)　（略）<br>
3)　マイコンメータの保安部分の有効期間は計量法の検定有効期間に併せてマイコンメータの種類ごとに次のように定められている。
<table>
<tr><th>マイコンメータの種類</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td>マイコンⅡ(H型)</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＳ</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＳＢ</td><td>７年、１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＳ４</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＥ</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＥＢ</td><td>７年、１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＥ４</td><td>１０年</td></tr>
</table>
(以下　略)
</td><td>
5.2　ガスメータの選定と設置場所<br>
5.2.1　ガスメータの機種選定<br>
(略)<br>
（解説）<br>
1)、2)　（略）<br>
3)　マイコンメータの保安部分の有効期間は計量法の検定有効期間に併せてマイコンメータの種類ごとに次のように定められている。
<table>
<tr><th>マイコンメータの種類</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td>マイコンⅡ(H型)</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＳ</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＳＢ</td><td>７年、１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＥ</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td>マイコンＥＢ</td><td>７年、１０年</td></tr>
</table>
(以下　略)
</td></tr>
</table>

**・Ⅱ．設計編　5.2.1　ガスメータの機種選定　（解説）自主基準と検査規程、マイコンメータの合格証票の例**

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P104</td><td>
(2)　マイコンメータは、自主検査合格証票が貼付されているものを選定することが望ましい。<br>
（解説）<br>
1)　自主基準と検査規程<br>
マイコンメータの自主基準は、高圧ガス保安協会が制定している。この自主基準に基づき、(財)日本エルピーガス機器検査協会において検査規程が制定され自主検査が行われている。<br>
マイコンメータ関係検査規程の種類と制定年月
<table>
<tr><th></th><th>検査規程の種類</th><th>制定年月</th></tr>
<tr><td>マイコンⅡ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ⅱ型）検査規程</td><td>昭和６２年　７月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＳ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）検査規程</td><td>平成　５年１２月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＳＢ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（ＳＢ型）検査規程</td><td>平成　９年　８月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＳ４</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ４型）検査規程</td><td>平成１９年　７月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＥＢ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ・ＥＢ型）検査規程</td><td>平成１７年　４月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＥ４</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ４型）検査規程</td><td>平成１９年　７月制定</td></tr>
</table>
</td><td>
(2)　マイコンメータは、自主検査合格証票が貼付されているものを選定することが望ましい。<br>
（解説）<br>
1)　自主基準と検査規程<br>
マイコンメータの自主基準は、高圧ガス保安協会が制定している。この自主基準に基づき、(財)日本エルピーガス機器検査協会において検査規程が制定され自主検査が行われている。<br>
マイコンメータ関係検査規程の種類と制定年月
<table>
<tr><th></th><th>検査規程の種類</th><th>制定年月</th></tr>
<tr><td>マイコンⅡ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ⅱ型）検査規程</td><td>昭和６２年　７月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＳ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）検査規程</td><td>平成　５年１２月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＳＢ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（ＳＢ型）検査規程</td><td>平成　９年　８月制定</td></tr>
<tr><td>マイコンＥＢ</td><td>液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ・ＥＢ型）検査規程</td><td>平成１７年　４月制定</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | 2)　マイコンメータの合格証票の例<br> | 2)　マイコンメータの合格証票の例<br> |

・II．設計編　8.2　ガス漏れ対策装置、　8.3　地震対策装置

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P152 | 8.2　ガス漏れ対策装置<br>8.2.1　マイコンメータ<br>マイコンメータはＬＰガスの使用形態を把握のうえ、適切なマイコンメータを選定すること。<br>関係法令　規則第１８条第２２号<br>供給設備・消費設備等告示第７条<br>（解説）<br>1)　ＬＰガスを体積で販売する場合には、以下の機器を設置しなければならない。<br>①　マイコンメータ又はガス漏れ警報遮断装置<br>②　液化石油ガス用対震自動ガス遮断器<br>2)　マイコンメータＳ、Ｓ４、ＳＢ、Ｅ、Ｅ４、ＥＢ（以下「マイコンメータＳ等」という。）及び一部のマイコンメータII（H型）については感震器を内蔵しており、対震自動ガス遮断器と位置づけられている。したがって、施工性、経済性の面からもマイコンメータＳ等又はＨ型を選定することが望ましい。<br>3)　ガスの使用量が４m³/h（家庭用）以下にはマイコンメータＳ、Ｅ、Ｓ４、Ｅ４等より使用する流量又は今後使用が見込まれる流量に適したものを選定すること。（２．５m³/hを超える場合にはマイコンメータＳ４、Ｅ４が望ましい。）<br>4)　ガスの使用量が４m³/hを超え２５m³/h以下の場合にはマイコンメータＳＢ・ＥＢを選定することが望ましい。（○○年○○月現在、マイコンメータは、最大流量が１６m³/hのもの(ＳＢ１６)までしか製造、販売されていない。）<br>5)　最大流量が１６m³／h を超えるメータを設置する場合等、感震器付きマイコンメータを設置できない場合は使用量にあった一般メータを設置し、ガス漏れ警報遮断装置及び対震自動ガス遮断器を設置する。 | 8.2　ガス漏れ対策装置<br>8.2.1　マイコンメータ<br>マイコンメータはＬＰガスの使用形態を把握のうえ、適切なマイコンメータを選定すること。<br>関係法令　規則第１８条第２２号<br>供給設備・消費設備等告示第７条<br>（解説）<br>1)　ＬＰガスを体積で販売する場合には、以下の機器を設置しなければならない。<br>①　マイコンメータ又はガス漏れ警報遮断装置<br>②　液化石油ガス用対震自動ガス遮断器<br>2)　マイコンメータＳ、ＳＢ、Ｅ、ＥＢ（以下「マイコンメータＳ等」という。）及び一部のマイコンメータII（H型）については感震器を内蔵しており、対震自動ガス遮断器と位置づけられている。したがって、施工性、経済性の面からもマイコンメータＳ等又はＨ型を選定することが望ましい。<br>3)　ガスの使用量が２．５m³/h（家庭用）以下にはマイコンメータＳ・Ｅ等を選定すること。<br>4)　ガスの使用量が２．５m³/hを超え２５m³/h以下の場合にはマイコンメータＳＢ・ＥＢを選定することが望ましい。<br>5)　最大流量が１６m³／h を超えるメータを設置する場合等、感震器付きマイコンメータを設置できない場合は使用量にあった一般メータを設置し、ガス漏れ警報遮断装置及び対震自動ガス遮断器を設置する。 |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P153 | 6)　マイコンメータの機能一覧表を表Ⅱ－８－１に示す。 | 6)　マイコンメータの機能一覧表を表Ⅱ－８－１に示す。 |

表Ⅱ－８－１　マイコンメータの保有機能一覧表

| マイコンメータの種類 | | | | SE | S4 E4 | H | SB4 EB4 | SB6 EB6 | SB10 EB10 | SB16 EB16 | EB25 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象 | 家庭用 | 使用量が 2.5m³/h 以下(条件１) | | | | ○ | | | | | |
| | | 使用量が 2.5m³/h 以下(条件２) | | ○ | | | | | | | |
| | | 使用量が 4m³/h 以下 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 業務用 | 使用量が 2.5m³/h 以下(条件２) | | ○ | | | | | | | |
| | | 使用量が 4m³/h 以下 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | | 使用量が 6m³/h 以下 | | | | | | ○ | | | |
| | | 使用量が 10m³/h 以下 | | | | | | | ○ | | |
| | | 使用量が 16m³/h 以下 | | | | | | | | ○ | |
| | | 使用量が 25m³/h 以下 | | | | | | | | | ○ |
| 本体保有機能 | 合計・増加流量遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 使用時間遮断 | 有／無選択可 | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| | | 有固定 | | | | ○ | | | | | |
| | 復帰安全確認 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 感震器作動遮断（メータ内蔵） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | テスト遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 微少漏えい警告 | 流量式（下流） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 圧力式　（上・下流） | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 口火登録 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電池電圧低下遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 遮断異常警告 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 圧力監視 | 調整圧・閉そく圧異常警告 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 圧力低下遮断（条件３） | | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 接続端子利用 | ガス漏れ警報作動遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 外部１作動遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 遠隔開閉 | 宅内遮断弁開閉 | | △ | △ | | △ | △ | △ | △ | △ |
| | | Ｈライン弁開閉 | | △ | △ | | △ | △ | △ | △ | △ |
| 通信端子利用 | 通信 | 自動検針 | | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 残量管理 | | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | セキュリティーデータ | | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | センタ遮断 | | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | センタ開 | | ○ | ○ | | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | | センタローディング | | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○：基本機能　△：付加機能

条件１：緩加熱式又は１８号を超える湯沸器保有世帯には設置できない。

条件２：２４号を超える湯沸器保有世帯には設置できない。

条件３：遮断弁が双方向の場合は圧力低下遮断は基本機能となる。

注　　：○○年○○月現在、ＥＢ４・ＥＢ６・ＥＢ１０・ＥＢ１６・ＥＢ２５は製造、販売されていない。

表Ⅱ－８－１　マイコンメータの保有機能一覧表

| マイコンメータの種類 | | | | SE | H | SB4 | SB6 | SB10 | SB16 | EB25 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象 | 家庭用 | 使用量が 2.5m³/h 以下(条件１) | | | ○ | | | | | |
| | | 使用量が 2.5m³/h 以下(条件２) | | ○ | | | | | | |
| | | 使用量が 4m³/h 以下 | | | | ○ | | | | |
| | 業務用 | 使用量が 2.5m³/h 以下(条件２) | | ○ | | | | | | |
| | | 使用量が 4m³/h 以下 | | | | ○ | | | | |
| | | 使用量が 6m³/h 以下 | | | | | ○ | | | |
| | | 使用量が 10m³/h 以下 | | | | | | ○ | | |
| | | 使用量が 16m³/h 以下 | | | | | | | ○ | |
| | | 使用量が 25m³/h 以下 | | | | | | | | ○ |
| 本体保有機能 | 合計・増加流量遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 使用時間遮断 | 有／無選択可 | | ○ | | ○ | | | | |
| | | 有固定 | | | ○ | | | | | |
| | 復帰安全確認 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 感震器作動遮断（メータ内蔵） | | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | テスト遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 微少漏えい警告 | 流量式（下流） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 圧力式　（上・下流） | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 口火登録 | | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電池電圧低下遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 遮断異常警告 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 圧力監視 | 調整圧・閉そく圧異常警告 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 圧力低下遮断（条件３） | | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 接続端子利用 | ガス漏れ警報作動遮断 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 外部１作動遮断 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 遠隔開閉 | 宅内遮断弁開閉 | | △ | | △ | △ | △ | △ | △ |
| | | Ｈライン弁開閉 | | △ | | △ | △ | △ | △ | △ |
| 通信端子利用 | 通信 | 自動検針 | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 残量管理 | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | セキュリティーデータ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | センタ遮断 | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | センタ開 | | ○ | | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | | センタローディング | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○：基本機能　△：付加機能

条件１：緩加熱式又は１８号を超える湯沸器保有世帯には設置できない。

条件２：２４号を超える湯沸器保有世帯には設置できない。

条件３：遮断弁が双方向の場合は圧力低下遮断は基本機能となる。

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P154</td><td>8.2.2　漏えい検知装置類<br>次に掲げるＬＰガス設備には調整器からガスメータまでの供給管の漏えいを自動的に検知する装置を設置することが望ましい。<br>(1) 集団供給設備<br>(2) 調整器以降ガスメータまでの供給管が埋設又は隠蔽される部分が多い場合<br>（解説）<br>1)　設置することが望ましい「漏えいを検知する装置」として次に掲げるものがある。<br>a)　自動切替式調整器及び漏えい検知部（専用のマイコンメータ）により構成される流量検知式切替型漏えい検知装置<br>b)　自動切替式調整器及び漏えい検知部（自記圧力計）により構成される流量検知式圧力監視型漏えい検知装置<br>2)　1)a)及びb)の漏えい検知装置は、調整器としての通常機能に加え、供給設備、埋設管等からの漏えいの有無を監視するもので、深夜等のガス消費停止時間帯において、ガス漏えいの有無を判定する機能を有するものであるため、集団供給設備や業務用供給設備の供給管の維持管理に適している。<br>3)　液化石油ガス販売事業者の認定（法第35条の6）に係る保安確保機器の補完機器としては、1)a)に該当する機器であって漏えい検知部に漏えい検知部用マイコンメータＳ又はマイコンメータＥが用いられたものが該当する。<br>4)　漏えい検知装置の設置による監視等は、供給管の漏えい検査の代替措置として認められている。<br>5)　マイコンメータＳ等を計量用のガスメータとして設置している場合であって、当該ＬＰガス設備の調整器からガスメータまでの供給管の漏えい検知（上流監視）ができる場合にあっては、前記漏えいを検知する装置を設置する必要はない。<br>表Ⅱ－８－２　マイコンメータの漏えい検知機能範囲<br><table><tr><th></th><th>ガスメータ上流<br>(調整器以降)</th><th>ガスメータ下流</th></tr><tr><td>マイコンメータⅡ</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>マイコンメータＳ・Ｅ</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>マイコンメータS4・E4</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>マイコンメータＳＢ・ＥＢ</td><td>○</td><td>○</td></tr></table></td><td>8.2.2　漏えい検知装置類<br>次に掲げるＬＰガス設備には調整器からガスメータまでの供給管の漏えいを自動的に検知する装置を設置することが望ましい。<br>(1) 集団供給設備<br>(2) 調整器以降ガスメータまでの供給管が埋設又は隠蔽される部分が多い場合<br>（解説）<br>1)　設置することが望ましい「漏えいを検知する装置」として次に掲げるものがある。<br>a)　自動切替式調整器及び漏えい検知部（専用のマイコンメータ）により構成される流量検知式切替型漏えい検知装置<br>b)　自動切替式調整器及び漏えい検知部（自記圧力計）により構成される流量検知式圧力監視型漏えい検知装置<br>2)　1)a)及びb)の漏えい検知装置は、調整器としての通常機能に加え、供給設備、埋設管等からの漏えいの有無を監視するもので、深夜等のガス消費停止時間帯において、ガス漏えいの有無を判定する機能を有するものであるため、集団供給設備や業務用供給設備の供給管の維持管理に適している。<br>3)　液化石油ガス販売事業者の認定（法第35条の6）に係る保安確保機器の補完機器としては、1)a)に該当する機器であって漏えい検知部に漏えい検知部用マイコンメータＳ又はマイコンメータＥが用いられたものが該当する。<br>4)　漏えい検知装置の設置による監視等は、供給管の漏えい検査の代替措置として認められている。<br>5)　マイコンメータＳ等又はマイコンメータＳＢ（※）を計量用のガスメータとして設置されている場合であって、当該ＬＰガス設備の調整器からガスメータまでの供給管の漏えい検知（上流監視）ができる場合にあっては、前記漏えいを検知する装置を設置する必要はない。<br>表Ⅱ－８－２　マイコンメータの漏えい検知機能範囲<br><table><tr><th></th><th>ガスメータ上流<br>(調整器以降)</th><th>ガスメータ下流</th></tr><tr><td>マイコンメータⅡ</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>マイコンメータＳ・Ｅ</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>マイコンメータＳＢ・ＥＢ</td><td>○</td><td>○</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P161<br>～<br>163</td><td>(2)　ガス漏れ警報遮断装置に用いるガス漏れ警報器は、連動セキュリティシステムに適合した警報器を選定すること<br>（解説）<br>1)　次に掲げるマイコンメータは、ガス漏れ警報器との連動遮断機能を付加しなければ機能拡大又は正常に使用することができない構造となっている。<br>① マイコンメータＳ（一般家庭用）<br>② マイコンメータＥ（一般家庭用）<br>③マイコンメータＳ４（一般家庭用（大型消費機器使用者対象））<br>④マイコンメータＥ４（一般家庭用（大型消費機器使用者対象））<br>⑤ マイコンメータＳＢ（業務用）</td><td>(2)　ガス漏れ警報遮断装置に用いるガス漏れ警報器は、連動セキュリティシステムに適合した警報器を選定すること<br>（解説）<br>1)　次に掲げるマイコンメータは、ガス漏れ警報器との連動遮断機能を付加しなければ機能拡大又は正常に使用することができない構造となっている。<br>① マイコンメータＳ（一般家庭用）<br>② マイコンメータＥ（一般家庭用）<br>③ マイコンメータＳＢ（業務用）</td></tr>
</table>

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | ⑥ マイコンメータＥＢ（業務用）<br>(注)１.マイコンメータＳＢ、ＥＢは、ガス漏れ警報器が未接続の場合には遮断弁が閉じ、ガスの使用ができなくなる「ガス漏れ警報器未接続防止機能」を有している。<br>２.マイコンメータＳ・Ｅ、Ｓ４・Ｅ４は、ガス漏れ警報器が未接続の場合はガスの使用時間が制限されるようになっている。<br>2) 前項のマイコンメータ以外のマイコンメータには、ガス漏れ事故防止効果を向上させるため、マイコンメータを設置した施設・建築物内の燃焼器具のある部屋(台所等)にガス漏れ警報器を設置する。<br>3) 遮断装置とガス漏れ警報器の接続において、インタフェース等が一部異なるものがあるのでそれぞれのメーカで指定されたもの（取扱説明書等を参照）を選定する。<br><br>8.3 地震対策装置<br>(1) 戸別供給方式の低圧部の地震対策装置は、マイコンメータＳ又はＥ等を採用する。<br>(2) 業務・工業用は、マイコンメータＳＢ・ＥＢ又は対震自動ガス遮断器のうち容量等を勘案して適切なものを選定する。<br>(3) ガス放出防止装置（ガス放出防止型高圧ホースを含む。）は、高圧部からの大量のガス漏れ 防止対策として設置することが望ましい。<br>関係法令 規則第１８条第２２号 －<br>（解説）<br>1) 地震対策装置は、次のように分類される。<br>地震対策装置：マイコンメータ（Ｓ型、Ｅ型、Ｓ４型、Ｅ４型、ＳＢ型、ＥＢ型等）（低圧部）／対震自動ガス遮断器（低圧部、中圧部、高圧部）／ガス放出防止装置（高圧部）：ガス放出防止型容器用弁／ガス放出防止型高圧ホース：張力式、過流式／ガス放出防止器：張力式、過流式<br>2) （財）日本エルピーガス機器検査協会による検査に合格したマイコンメータＳ等、対震自動ガス遮断器、ガス放出防止型高圧ホース、ガス放出防止器にはそれぞれ次の証票が貼付されている。<br>また、高圧ガス保安協会による検査に合格したガス放出防止型容器用弁はハンドルを空色に塗装されるが、近年、ガス放出防止型容器用弁の製造実績は無い。<br><br>地震対策装置の種類 / マイコンメータ S・SB 等 / 対震自動ガス遮断器 / ガス放出防止型高圧ホース / ガス放出防止器<br>証 票 の種類 / マイコンS 電池切遮断 / LIA / S LIA / 合格 LPG LIA<br>3) 次に掲げるマイコンメータには、ガスを使用しているときに震度５相当以上の地震を感知した場合にガスを遮断する機能を有している。 | ④ マイコンメータＥＢ（業務用）<br>(注)１.マイコンメータＳＢ、ＥＢは、ガス漏れ警報器が未接続の場合には遮断弁が閉じ、ガスの使用ができなくなる「ガス漏れ警報器未接続防止機能」を有している。<br>２.マイコンメータＳ・Ｅは、ガス漏れ警報器が未接続の場合はガスの使用時間が制限されるようになっている。<br>2) 前項のマイコンメータ以外のマイコンメータには、ガス漏れ事故防止効果を向上させるため、マイコンメータを設置した施設・建築物内の燃焼器具のある部屋(台所等)にガス漏れ警報器を設置する。<br>3) 遮断装置とガス漏れ警報器の接続において、インターフェイス等が一部異なるものがあるのでそれぞれのメーカで指定されたもの（取扱説明書等を参照）を選定する。<br><br>8.3 地震対策装置<br>(1) 戸別供給方式の低圧部の地震対策装置は、マイコンメータＳ又はＥ等を採用する。<br>(2) 業務・工業用は、マイコンメータＳＢ・ＥＢ又は対震自動ガス遮断器のうち容量等を勘案して適切なものを選定する。<br>(3) ガス放出防止装置（ガス放出防止型高圧ホースを含む。）は、高圧部からの大量のガス漏れ 防止対策として設置することが望ましい。<br>関係法令 規則第１８条第２２号<br>（解説）<br>1) 地震対策装置は、次のように分類される。<br>地震対策装置：マイコンメータ（Ｓ型、Ｅ型、ＳＢ型、ＥＢ型等）（低圧部）／対震自動ガス遮断器（低圧部、中圧部、高圧部）／ガス放出防止装置（高圧部）：ガス放出防止型容器用弁／ガス放出防止型高圧ホース：張力式、過流式／ガス放出防止器：張力式、過流式<br>2) （財）日本エルピーガス機器検査協会による検査に合格したマイコンメータＳ等、対震自動ガス遮断器、ガス放出防止型高圧ホース、ガス放出防止器にはそれぞれ次の証票が貼付されている。<br>また、高圧ガス保安協会による検査に合格したガス放出防止型容器用弁はハンドルを空色に塗装されている。<br><br>地震対策装置の種類 / マイコンメータ S・SB 等 / 対震自動ガス遮断器 / ガス放出防止型高圧ホース / ガス放出防止器<br>証 票 の種類 / マイコンS 電池切遮断 / LIA / S LIA / 合格 LPG LIA<br>3) 次に掲げるマイコンメータには、ガスを使用しているときに震度５相当以上の地震を感知した場合にガスを遮断する機能を有している。 |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | a)　マイコンメータＳ、マイコンメータＥ<br>b)　マイコンメータＳ４、マイコンメータＥ４<br>c)　マイコンメータＳＢ、マイコンメータＥＢ<br>d)　マイコンメータⅡ<br>4)　容器からの多量のガスの放出を防止するガス放出防止装置には、雪害等の対策に有効な機器（過流式の機器）もある。<br>5)　対震自動ガス遮断器の選定<br>a)　対震自動ガス遮断器を選定するときは、設備の用途、規模、管の長さ、ガス流量、設置場所等を考慮して適切なものを選定すること。<br>b)　建物の構造又は設置場所において感震器の固定が困難な場合等により振動が増幅されるおそれがあるときは、誤作動の原因となることがあるため、しっかり固定できる場所を選定すること。<br>6)　簡易ガス事業においては、特定製造所（容器庫）内に感震自動ガス遮断装置（２５０ガル用又は４００ガル用）を設置することになっている。感震自動ガス遮断装置と対震自動ガス遮断装置 は同意語である。<br><br>表Ⅱ－８－３　戸別供給設備の地震対策の例<br><br>容器<br>①　地盤面からの露出部分が低く、かつ、水平で十分な広さを有する台の上に設置する。<br>②　スカート底部の変形の著しい容器の使用を禁止する。<br>③　容器の鎖掛けを行う。<br>この場合、鎖止め金具は、軸組に確実に取り付ける。<br>④　専用固定具を用いて家屋の軸組、副木に確実に固定する。<br><br>容器まわり<br>①　落下物からの保護<br>②　高圧ホース、低圧ホースを使用する。（ゴム管を使用しない。）<br><br>配管<br>①　継手の組合せ等により可とう性を付与する。<br>②　配管支持を強化する<br>③　ガスメータ支持を強化する。<br>④　埋設管には、ＰＥ管等可とう性を有する材料を用いる。<br><br>燃焼器具<br>①　燃焼器具は、水平な場所に安定した状態で取り付ける。<br>②　固定式燃焼器具と末端ガス栓（元栓）との接続は、金属配管、金属フレキシブルホース又は燃焼器用ホースを使用する。<br>③　末端ガス栓（元栓）をヒューズガス栓にする。（金属管を除く。）<br>④　移動式ガスストーブは、転倒遮断機能を有するものを使用する。<br><br>感震器内蔵マイコンメータを設置する。<br><br>ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホースを設置することが望ましい。<br><br>注）本表において戸別供給設備とは、容器設置本数が２本以下の設備をいう。 | a)　マイコンメータＳ、マイコンメータＥ<br>b)　マイコンメータＳＢ、マイコンメータＥＢ<br>c)　マイコンメータⅡ<br>4)　容器からの多量のガスの放出を防止するガス放出防止装置には、雪害等の対策に有効な機器（過流式の機器）もある。<br>5)　対震自動ガス遮断器の選定<br>a)　対震自動ガス遮断器を選定するときは、設備の用途、規模、管の長さ、ガス流量、設置場所等を考慮して適切なものを選定すること。<br>b)　建物の構造又は設置場所において感震器の固定が困難な場合等により振動が増幅されるおそれがあるときは、誤作動の原因となることがあるため、しっかり固定できる場所を選定すること。<br>6)　簡易ガス事業においては、特定製造所（容器庫）内に感震自動ガス遮断装置（２５０ガル用又は４００ガル用）を設置することになっている。感震自動ガス遮断装置と対震自動ガス遮断装置 は同意語である。<br><br>表Ⅱ－８－３　戸別供給設備の地震対策の例<br><br>容器<br>①　地盤面からの露出部分が低く、かつ、水平で十分な広さを有する台の上に設置する。<br>②　スカート底部の変形の著しい容器の使用を禁止する。<br>③　容器の鎖掛けを行う。<br>この場合、鎖止め金具は、軸組に確実に取り付ける。<br>④　専用固定具を用いて家屋の軸組、副木に確実に固定する。<br><br>容器まわり<br>①　落下物からの保護<br>②　高圧ホース、低圧ホースを使用する。（ゴム管を使用しない。）<br><br>配管<br>①　継手の組合せ等により可とう性を付与する。<br>②　配管支持を強化する<br>③　ガスメータ支持を強化する。<br>④　埋設管には、ＰＥ管等可とう性を有する材料を用いる。<br><br>燃焼器具<br>①　燃焼器具は、水平な場所に安定した状態で取り付ける。<br>②　固定式燃焼器具と末端ガス栓（元栓）との接続は、金属配管、金属フレキシブルホース又は燃焼器用ホースを使用する。<br>③　末端ガス栓（元栓）をヒューズガス栓にする。（金属管を除く。）<br>④　移動式ガスストーブは、転倒遮断機能を有するものを使用する。<br><br>感震器内蔵マイコンメータを設置する。<br><br>ガス放出防止器、ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止型容器用弁を設置することが望ましい。<br><br>注）本表において戸別供給設備とは、容器設置本数が２本以下の設備をいう。 |

・Ⅳ．維持管理編　6.1 検定有効期間と器差

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P249</td><td>6.1　検定有効期間と器差<br>販売事業者は計画的に検定有効期間満了年月までに新しいガスメータと交換すること。<br>関係法令　計量法　第１６条、計量法　施行令　第１８条<br>（解説）<br>マイコンメータの保安部分の有効期間は計量法の検定有効期間に併せてマイコンメータの種類ごとに以下のように定められている。<br><table><tr><th>マイコンメータの種類</th><th>有効期間</th></tr><tr><td>マイコンⅡ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＬ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＳ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＳ４</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＥ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＥ４</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＳＢ</td><td>７年又は１０年</td></tr><tr><td>マイコンＥＢ</td><td>７年又は１０年</td></tr></table></td><td>6.1　検定有効期間と器差<br>販売事業者は計画的に検定有効期間満了年月までに新しいガスメータと交換すること。<br>関係法令　計量法　第１６条、計量法　施行令　第１８条<br>（解説）<br>マイコンメータの保安部分の有効期間は計量法の検定有効期間に併せてマイコンメータの種類ごとに以下のように定められている。<br><table><tr><th>マイコンメータの種類</th><th>有効期間</th></tr><tr><td>マイコンⅡ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＬ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＣ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＳ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＥ</td><td>１０年</td></tr><tr><td>マイコンＢ</td><td>７年又は１０年</td></tr><tr><td>マイコンＳＢ</td><td>７年又は１０年</td></tr><tr><td>マイコンＥＢ</td><td>７年又は１０年</td></tr></table></td></tr>
</table>

**③現行法令等への整合（①、②に関する事項を除く）**

ⅰ）Ⅰ.基礎編　3.2 ＬＰガス設備の概要（別紙１）

・Ｐ３５　図Ⅰ-３-６「望ましい家庭用ＬＰガス設備の例」

：立ち消え安全装置付グリルこんろ→Ｓｉセンサーこんろ写真に差し替え

：CO 警報器の追加、可とう管ガス栓の写真差し替え(つまみの色を青色に)

・Ｐ３６ 図Ⅰ-３-７「業務用ＬＰガス設備の概要図(その 1)」

：CO 警報器の追加、大口径燃焼器ホースの写真追加、可とう管ガス栓の写真差し替え(つまみの色を青色に)

ⅱ）Ⅱ.設計編　6.2.3 腐食・損傷の予防措置

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P117</td><td>6.2.3　腐食・損傷の予防措置<br>配管経路の次の箇所には腐食防止のため絶縁継手を挿入すること。<br>1)　埋設管又は埋設管に至る露出管が鉄筋コンクリート製の壁、床等を貫通する箇所<br>2)　土中から地上に立ち上がる配管の地上部分の立管<br>関係法令　規則第１８条第６号、第４０条第１号ロ<br>例示基準第２８節</td><td>6.2.3　腐食・損傷の予防措置<br>配管経路の次の箇所には腐食防止のため絶縁継手を挿入すること。<br>1)　埋設管又は埋設管に至る露出管が鉄筋コンクリート製の壁、床等を貫通する箇所<br>2)　土中から地上に立ち上がる配管の地上部分の立管<br>関係法令　規則第１８条第６号、第４０条第１号ロ<br>例示基準第２８節</td></tr>
</table>

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | （解説）<br>ＬＰガス配管への絶縁継手挿入箇所<br>①　（略）<br>②　絶縁継手より下方の支持金具は“絶縁型”を使用する。<br> 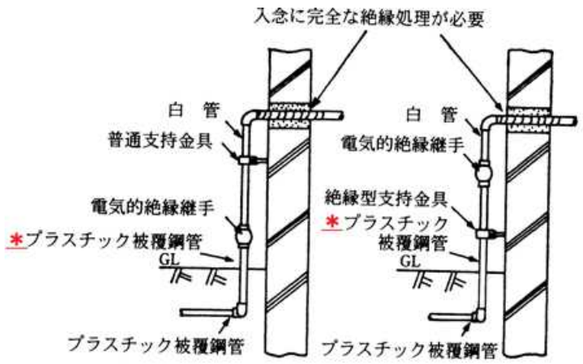 <br><br>（＊　ポリエチレン被覆鋼管を使用する場合で、耐候性を有するポリエチレンを被覆したもの以外のものを屋外に使用する場合にあっては、さや管内に収納する等直射日光に当たらない措置を講ずること。） | （解説）<br>ＬＰガス配管への絶縁継手挿入箇所<br>①　（略）<br>②　絶縁継手より下方の支持金具は“絶縁型”を使用する。<br> 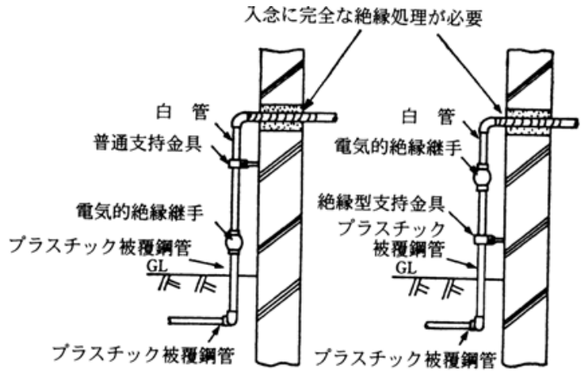 <br> |

iii）Ⅱ.設計編 8.3 地震対策装置　気象庁震度階級関連解説表／改定（平成 21 年 3 月）への対応

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P165 | 別紙２（平成 21 年 3 月改正　気象庁震度階級関連解説表） | （略）　（平成 8 年 10 月 1 日実施　◆気象庁震度階級関連解説表） |

iv）Ⅳ.維持管理編　3.2 容器再検査／経過措置に関する記述の削除

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P 241 | （解説）<br>1)　容器の再検査は、登録を受けた容器検査所等で定期的に容器再検査を受ける必要があり一般消費者等で用いられているＬＰガス容器の再検査の期間は表Ⅳ－３－１のとおりである。<br>表Ⅳ－３－１　ＬＰガス容器の再検査期間<br>製造後の経過年数／溶接容器の区分：２０年未満 ／ ２０年以上<br>内容積が 25L を超えるもの：５　年 ／ ２　年<br>内容積が 25L 以下のもの：６　年 ／ ２　年<br>（注１）　平成元年３月３１日以前に容器検査に合格した容器については、旧容器則の再検査期間とする。 | （解説）<br>1)　容器の再検査は、登録を受けた容器検査所等で定期的に容器再検査を受ける必要があり一般消費者等で用いられているＬＰガス容器の再検査の期間は表Ⅳ－３－１のとおりである。<br>表Ⅳ－３－１　ＬＰガス容器の再検査期間<br>製造後の経過年数／溶接容器の区分：２０年未満 ／ ２０年以上<br>内容積が 25L を超えるもの：５　年 ／ ２　年<br>内容積が 25L 以下のもの：６　年 ／ ２　年<br>（注１）　平成元年３月３１日以前に容器検査に合格した容器については、旧容器則の再検査期間とする。<br>（注２）　平成１０年４月１日前に容器検査に合格した容器（注１の容器を除く。）が平成１０年４月１日以降に受ける最初の容器再検査の日については旧容器則の再検査期間により計算して得られた日とする。 |

### v）Ⅳ.維持管理編　8.3 漏えい試験の方法／例示基準改正への対応

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P261 | ⑤次のいずれかの方法により圧力降下を測定する。<br>a)　電気式ダイヤフラム式自記圧力計または電気式ダイヤフラム式圧力計を用いる場合にあっては、④の状態を 5 分間（当該配管等の内容積が 10L 以下の場合にあっては、2 分間）以上保持し圧力降下を測定する。<br>b)　a)以外の漏えいの有無を検知するための器具を用いる場合にあっては、④の状態を 10 分間（当該配管等の内容積が 2.5L 以下の場合にあっては、5 分間）以上保持し圧力測定器具により圧力降下を測定する。 | ⑤上記④の状態を 10 分間（当該配管等の内容積が 2.5L 以下の場合にあっては 5 分間）以上保持し、圧力測定器具により圧力効果を測定する。 |

### vi）Ⅳ.維持管理編　12.2 微圧計・自記圧計等の校正／例示基準改正への対応

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P271 | （解説）<br>1)　低圧指針式圧力計の校正（６ヶ月に１回以上）<br>低圧指針式圧力計は最小目盛単位が０．２ｋＰａ以下で２ｋＰａ以上３．５ｋＰａ以下の範囲内で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行ってあるものであり、比較したとき０．２ｋＰａを超える誤差のあるものは不合格とし、０．２ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。<br>2)　低圧電気式ダイヤフラム式圧力計の校正（１２ヶ月に１回以上）<br>低圧電気式ダイヤフラム式圧力計は最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下で２ｋＰａ以上３．５ｋＰａ以下の範囲内で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行ってあるものであり、比較したとき０．０５ｋＰａを超える誤差のあるものは不合格とし、０．０５ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。<br><br>3)低圧電気式ダイヤフラム式自記圧力計の校正（１２ヶ月に１回以上）<br>低圧電気式ダイヤフラム式自記圧力計は最低圧力が２．０ｋＰａ以上、最高圧力が８．４ｋＰａ以上１０ｋＰａ以下の範囲内の圧力で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又は　これと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行いこれに合格したものであり、０．０３ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。<br><br>4)低圧機械式自記圧力計の校正（６ヶ月に１回以上）<br>低圧自記圧力計は最低圧力が２．０ｋＰａ以上､最高圧力が８．４ｋＰａ以上１０ｋＰａ以下の範囲内の圧力で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行いこれに合格したものであり、０．２ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。 | （解説）<br>1)　低圧指針式圧力計の校正（６ヶ月に１回以上）<br>指針式圧力計は最小目盛単位が０．２ｋＰａ以下で２ｋＰａ以上３．５ｋＰａ以下の範囲内で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行ってあるものであり、比較したとき０．２ｋＰａを超える誤差のあるものは不合格とし、０．２ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。<br><br>2)　電気式ダイヤフラム式自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計の校正（１２ヶ月に１回以上）<br>電気式ダイヤフラム式圧力計は最低圧力が２．０ｋＰａ以上、最高圧力が８．４ｋＰａ以上１０ｋＰａ以下の範囲内の圧力で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行いこれに合格したものであり、０．０３ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。<br><br>3)　低圧機械式自記圧力計の校正（６ヶ月に１回以上）<br>低圧自記圧力計は最低圧力が２．０ｋＰａ以上､最高圧力が８．４ｋＰａ以上１０ｋＰａ以下の範囲内の圧力で最小目盛単位が０．０２ｋＰａ以下のマノメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行いこれに合格したものであり、０．２ｋＰａ以下の誤差のものは補正値を用いて使用することができる。 |

### vii）Ⅴ.民生用バルク供給編　1.2 バルク貯槽

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P282</td><td>①地上設置バルク貯槽<br>代表的なバルク貯槽の種別寸法<br><table><tr><td>呼　　称</td><td>300kg</td><td>500kg</td><td>1000kg</td></tr><tr><td>充 て ん 量</td><td>298kg</td><td>496kg</td><td>980kg</td></tr><tr><td>内 容 積</td><td>0.75m³</td><td>1.2m³</td><td>2.5m³</td></tr><tr><td>質　　量</td><td>約 300kg</td><td>約 515kg</td><td>約 950kg</td></tr><tr><td>寸法(D×L)mm</td><td>800×1620</td><td>950×1890</td><td>1220×2386</td></tr></table>※バルク貯槽メーカーにより若干仕様が異なる。<br>②地下埋設バルク貯槽（以下同様）</td><td>①地上設置バルク貯槽<br>代表的なバルク貯槽の種別寸法<br><table><tr><td>呼　　称</td><td>300kg</td><td>500kg</td><td>1000kg</td></tr><tr><td>充 て ん 量</td><td>298kg</td><td>496kg</td><td>980kg</td></tr><tr><td>内 容 積</td><td>745L</td><td>1230L</td><td>2450L</td></tr><tr><td>質　　量</td><td>約 300kg</td><td>約 515kg</td><td>約 950kg</td></tr><tr><td>寸法(D×L)mm</td><td>800×1620</td><td>950×1890</td><td>1220×2386</td></tr></table>※バルク貯槽メーカーにより若干仕様が異なる。<br>②地下埋設バルク貯槽（以下同様）</td></tr>
</table>

### viii）引用する JIS　年号等の整理

<table>
<tr><th>頁</th><th>新（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P90</td><td>(2)<br>1)集合管（ヘッダー）の材料は、圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS　G3454-1988）の口径 15A(1/2B)、20A(3/4B)又は 25A(1B)とする。<br>2)（略）<br>3)フランジ接合の配管材料は圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454-1988）スケジュール 40 以上とし、フランジは、鋼製溶接式管フランジ（JIS B 2220-1995）に定める差込み溶接式フランジ（呼び圧力が 20K のものに限る。）とする。管との接合は十分なのど厚をもたせた背面スミ肉溶接とする。（以下略）<br>4)口径 20A(3/4B)以下であって、やむをえずねじ接合する場合の配管材料は、圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3454-1988）のスケジュール 80 を使用し、継手類は炭素鋼鍛鋼品（JIS G 3201-1988）、銅及び銅合金棒（JIS H 3250-1992）のうちの快削黄銅（C3604）又は鍛造用黄銅（C3771）により製造されたものとし、ねじ部に耐ＬＰガス性のシール材を巻くか、塗布してからねじ込む。<br>（以下略）</td><td>(2)<br>1)集合管（ヘッダー）の材料は、圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS　G3454-1988）の口径 15A(1/2B)、20A(3/4B)又は 25A(1B)とする。<br>2)（略）<br>3)フランジ接合の配管材料は圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454-2005）スケジュール 40 以上とし、フランジは、鋼製溶接式管フランジ（JIS B 2220-2004）に定める差込み溶接式フランジ（呼び圧力が 20K のものに限る。）とする。管との接合は十分なのど厚をもたせた背面スミ肉溶接とする。（以下略）<br>4)口径 20A(3/4B)以下であって、やむをえずねじ接合する場合の配管材料は、圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3454-2005）のスケジュール 80 を使用し、継手類は炭素鋼鍛鋼品（JIS G 3201-1988）、銅及び銅合金棒（JIS H 3250-2000）のうちの快削黄銅（C3604）又は鍛造用黄銅（C3771）により製造されたものとし、ねじ部に耐ＬＰガス性のシール材を巻くか、塗布してからねじ込む。<br>（以下略）</td></tr>
<tr><td>P115</td><td>3)避雷設備との離隔距離<br>（JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備（避雷針））<br><table><tr><td>避雷設備</td><td>離隔距離</td><td>備考</td></tr><tr><td>避雷導線<br>接地極<br>埋設地線</td><td>1.5m 以上</td><td>ただし、避雷導線と配管との間に鉄筋コンクリート作りの壁や接地された金属板等の静電気的遮へい物がある場合にはこの限りでない。</td></tr></table></td><td>3)避雷設備との離隔距離<br>（JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備（避雷針））<br><table><tr><td>避雷設備</td><td>離隔距離</td><td>備考</td></tr><tr><td>避雷導線<br>接地極<br>埋設地線</td><td>1.5m 以上</td><td>ただし、避雷導線と配管との間に鉄筋コンクリート作りの壁や設置された金属板等の静電気的遮へい物がある場合にはこの限りでない。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P137</td><td>1)供給管の「高圧部」に使用できる管材料を以下に示す。<br>①圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3454-1988　STPG）<br>②りん脱酸銅管（JIS H 3300-1992　C1201 及び C1220）<br>③継手金具付高圧ホース</td><td>1)供給管の「高圧部」に使用できる管材料を以下に示す。<br>①圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3454-2005　STPG）<br>②りん脱酸銅管（JIS H 3300-2003　C1201 及び C1220）<br>③継手金具付高圧ホース</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>新（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P150</td><td>（注）1.1997.5.1　以降製造される暖房器は、コンセント口のみとなっている。<br>2.JIS S 2120-2000「ガス栓」による。液石法器具省令・技術上の基準では、「可とう管ガス栓」に含まれている。</td><td>（注）1.1997.5.1　以降製造される暖房器は、コンセント口のみとなっている。<br>2.JIS 2120「ガス栓」による。液石法器具省令・技術上の基準では、「可とう管ガス栓」に含まれている。</td></tr>
<tr><td>P210</td><td>ねじ込み継手金具<br>{R1/2（JISB 0203(1999)）}</td><td> 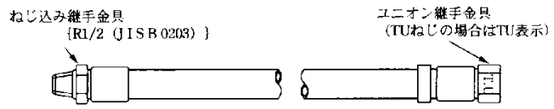
</td></tr>
<tr><td>P362</td><td><h2>１０．　配管用フレキ管</h2>配管用フレキ管は､厚さ０.２０～０.２５mmのＪＩＳ Ｇ ４３０５－１９９１冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯製のアニュラー型フレキシブルホースに塩化ビニル樹脂を被覆したもので耐食性及び可とう性を有する低圧用配管材料である。<br>図表　配管用フレキ管用の寸法　（略）<h2>１１．　ガス用ポリエチレン管</h2>1)　ガス用ポリエチレン管<br>ガス用ポリエチレン管は、ＪＩＳ Ｋ ６７７４－１９９５ガス用ポリエチレン管に基づいて製造されており、耐食性及び可とう性を有する低圧埋設用配管材料である。<br>＜参考＞表　ガス用ポリエチレン管（１号管）の寸法　（略）</td><td><h2>１０．　配管用フレキ管</h2>配管用フレキ管は、厚さ０.２０～０.２５mmのＪＩＳ Ｇ ４３０５冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯製のアニュラー型フレキシブルホースに塩化ビニル樹脂を被覆したもので耐食性及び可とう性を有する低圧用配管材料である。<br>図表　配管用フレキ管用の寸法　（略）<h2>１１．　ガス用ポリエチレン管</h2>1)　ガス用ポリエチレン管<br>ガス用ポリエチレン管は、ＪＩＳ Ｋ ６７７４ガス用ポリエチレン管に基づいて製造されており、耐食性及び可とう性を有する低圧埋設用配管材料である。<br>＜参考＞表　ガス用ポリエチレン管（１号管）の寸法　（略）</td></tr>
<tr><td>巻末</td><td>（巻末に参考資料５として、以下を追加）<br>５．関係ＪＩＳ規格<br>本書で引用しているＪＩＳ規格を以下の表に示す。このうち、関係法令等に従いＪＩＳを引用している場合であって、当該関係法令等によりＪＩＳの年号が特定されている場合には、本書においても、その新旧にかかわらずこれに従うこととした。
<table>
<tr><th>頁番号</th><th>引用しているＪＩＳの名称</th><th>関係法令等（＊）</th><th>現行ＪＩＳ規格<br>（　年　月現在）</th></tr>
<tr><td>90､137</td><td>JIS G3454-1988 圧力配管用炭素鋼鋼管</td><td>例示基準第 28 節</td><td>JIS G3454-2007</td></tr>
<tr><td>90</td><td>JIS B2220-1995 鋼製溶接式管フランジ</td><td>例示基準第 28 節</td><td>JIS B2220-1995</td></tr>
<tr><td>90</td><td>JIS G3201-1988 炭素鋼鍛鋼品</td><td>例示基準第 28 節</td><td>JIS G3201-2008</td></tr>
<tr><td>90</td><td>JIS H3250-1992 銅及び銅合金棒</td><td>例示基準第 28 節</td><td>JIS H3250-2008</td></tr>
<tr><td>111</td><td>JIS B0203-1999 管用テーパねじ</td><td>―</td><td>JIS B0203-1999</td></tr>
<tr><td>111､337</td><td>JIS B8245-2004 液化石油ガス容器用弁</td><td>―</td><td>JIS B8245-2004</td></tr>
</table></td><td>―</td></tr>
</table>

| 頁 | 新（案） | | | 現行 |
|---|---|---|---|---|
| | 115 | JIS A4201-1992 建築物等の避雷設備(避雷針) | H17.7.4 国交省告示第 650 号 | JIS A4201-2003 | |
| | 137 | JIS H3300-1992 りん脱酸銅管 | 例示基準第 28 節 | JIS H3300-2006 | |
| | 150、209 | JIS S2120-2000 ガス栓 | — | JIS S2120-2000 | |
| | 200 | JIS B0203-1999 管用テーパねじ | 供給設備･消費設備等告示第 8 条 | JIS B0203-1999 | |
| | 210 | JIS B0203-1999 管用テーパねじ | 供給設備･消費設備等告示第 8 条第 3 号 KHKS0721 | JIS B0203-1999 | |
| | 302 | JIS A1304-1994 建築構造部分の耐火試験方法 | バルク告示第 2 条 | JIS A1304-1994 | |
| | 311 | JIS H6125-1995 防食用マグネシウム陽極 | バルク告示第 10 条 | JIS H6125-1995 | |
| | 362 | JIS G4305-1991 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 | 例示基準第 28 節 | JIS G4305-2005 | |
| | 362 | JIS K6774-1995 ガス用ポリエチレン管 | 例示基準第 28 節 | JIS K6774-2005 | |

＊上記の表において、関係法令等の列に示す法令等の略称は、それぞれ以下のものをいう。

①例示基準

：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準（平成 14 年経済産業省原子力安全・保安院長通達平成 14･11･26 原院第 6 号）

②H17.7.4 国交省告示第 650 号

：平成 17 年 7 月 4 日国土交通省告示第 650 号　雷撃によって電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件

③供給設備･消費設備等告示

：供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 123 号）

④KHKS0721

：高圧ガス保安協会技術基準　液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格(基準)(KHKS0721)

⑤バルク告示

：バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 127 号）

## （2）近年のＬＰガス業界の動向に応じた記載内容の更新

### ⅰ）Ⅱ.設計編　8.2 ガス漏れ対策装置／KHK 検定シールの変更について

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P 156 | 3)　ガス漏れ警報器の種類と選定<br>ＬＰガスの多様な消費形態に適応するため各種のガス漏れ警報器が実用に供されているが、現在市場で流通しているガス漏れ警報器で、高圧ガス保安協会の検定合格証が貼付されているものはすべて経済産業省令（器具省令）で定める技術上の基準を満たしている。<br> <br>高圧ガス保安協会の検定合格証例<br>※　ＰＳマーク入検定合格証のＰＳマークは高圧ガス保安協会の検定合格を示すものではないが、製造事業者等が表示すべき製品安全マークとして、ＫＨＫ検定合格証と一体にしたものである。 | 3)　ガス漏れ警報器の種類と選定<br>ＬＰガスの多様な消費形態に適応するため各種のガス漏れ警報器が実用に供されているが、現在市場で流通しているガス漏れ警報器で、高圧ガス保安協会の検定合格証が貼付されているものはすべて経済産業省令（器具省令）で定める技術上の基準を満たしている。<br> <br>高圧ガス保安協会の検定合格証例 |
| P 160 | 4）高圧ガス保安協会によるガス漏れ警報器と制御部の検査上の分類と、（財）日本エルピーガス機器検査協会による遮断部の種類ごとの検査上の分類は下表のとおりで、種類ごと毎の検査合格品には以下の証票が貼付されている。また、ガス漏れ警報器の合格証は、上記の他に誤報防止機能付きや複合型等の種類ごとに基本的デザインは同じで、色が異なるものが４種類ある。<br>機器の種類 / 分類 / 合格証の例<br>ガス漏れ警報器 / 一体型 / 分離型 / 集中監視型：液化石油ガス警報器 検定合格証 高圧ガス保安協会 又は  又は <br>制御部：検定合格 又は <br>※　ＰＳマーク入検定合格証のＰＳマークは高圧ガス保安協会の検定合格を示すものではないが、製造事業者等が表示すべき製品安全マークとして、ＫＨＫ検定合格証と一体にしたものである。 | 4）高圧ガス保安協会によるガス漏れ警報器と制御部の検査上の分類と、（財）日本エルピーガス機器検査協会による遮断部の種類ごとの検査上の分類は下表のとおりで、種類ごと毎の検査合格品には以下の証票が貼付されている。また、ガス漏れ警報器の合格証は、上記の他に誤報防止機能付きや複合型等の種類ごとに基本的デザインは同じで、色が異なるものが４種類ある。<br>機器の種類 / 分類 / 合格証の例<br>ガス漏れ警報器 / 一体型 / 分離型 / 集中監視型：液化石油ガス警報器 検定合格証 高圧ガス保安協会 又は <br>制御部： |

### ⅱ）Ⅱ.設計編　8.4 集中監視システム／最新の通信事情の反映

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P166<br>～<br>P172 | 8.4　集中監視システム<br>8.4.1　集中監視システムの導入<br>通信機能を有するＬＰガス用マイコンメータ等を利用した集中監視システムを導入することが望ましい。<br>（解説）<br>1）～2）（略） | 8.4　集中監視システム<br>8.4.1　集中監視システムの導入<br>通信機能を有するＬＰガス用マイコンメータ等を利用した集中監視システムを導入することが望ましい。<br>（解説）<br>1）～2）（略） |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | 3)　集中監視システムの一般的な構成は、次のとおりである。<br><br>①　電話回線を用いた場合の、システム構成例<br> 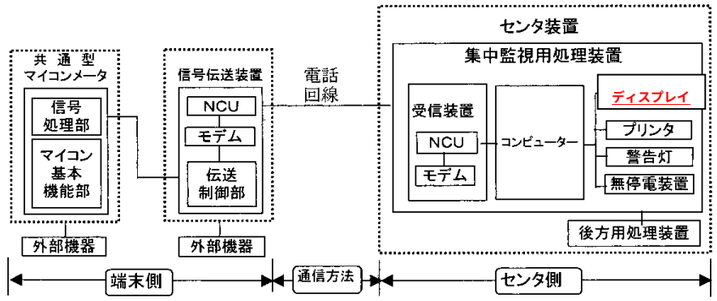 <br><br>②　ＰＨＳ、携帯無線通信装置を用いた場合の、システム構成例<br>(略)<br>③　マイコンメータと信号伝送装置間を無線対応した場合の、システム構成例<br>(略) | 3)　集中監視システムの一般的な構成は、次のとおりである。<br><br>①　電話回線を用いた場合の、システム構成例<br> 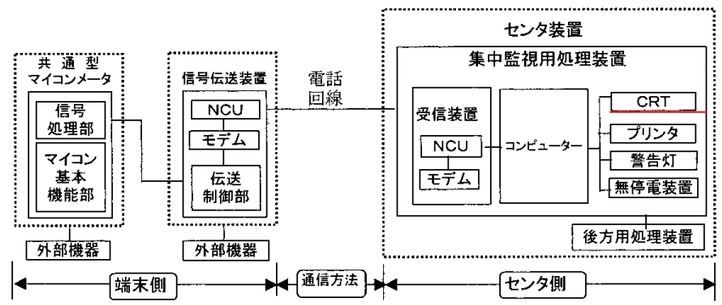 <br><br>②　ＰＨＳ、携帯無線通信装置を用いた場合の、システム構成例<br>(略)<br>③　マイコンメータと信号伝送装置間を無線対応した場合の、システム構成例<br>(略) |
| | 8.4.2　集中監視システムの設置<br><br>集中監視システムの導入に伴ない、伝送装置を設置する際には消費者の承諾を得るとともに、次の事項を確保すること。<br>(1)　電話回線（ＰＨＳ，携帯無線含む。）の品質確保と消費者の承諾<br>(2)　取付位置<br>(3)　結線方法 | 8.4.2　集中監視システムの設置<br><br>集中監視システムの導入に伴ない、伝送装置を設置する際には消費者の承諾を得るとともに、次の事項を確保すること。<br>(1)　電話回線（ＰＨＳ，携帯無線含む。）の品質確保と消費者の承諾<br>(2)　取付位置<br>(3)　結線方法 |
| | (解説)<br>1)　電話回線に伝送装置を設置するに当たっては、電話回線の品質を確保しなければならないの で、以下の事項を確保する。<br>①　消費者の承諾を得る。<br>②　公衆電話や共同電話には取付けすることはできない。<br>③　入居前や移転等により不通となっている回線や、料金未払い等によるサービス中断中の回線に取り付けても通信はできない。<br>④　ひかり電話、ＩＮＳネット加入者やビル電話（宅内設置型）に取り付けた場合ノーリンギング通信はできない。端末発呼のみ可能となる。<br>⑤　下記ＮＴＴサービスを受けている消費者宅へ伝送装置を取付けると、以下のような現象を生じる場合がある。<br>a)　シルバーホン(改良型は除く。)<br>ガス事業者と伝送装置が通信しているときにシルバーホンが緊急通報発信をした場合、ダイヤルをかけることなくメッセージを送信してしまうため、シルバーホンから通報相手先にメッセージを送出することができない。本内容は、契約の際消費者に説明し、承諾書に捺印をもらう。<br>b)　キャッチホン<br>通話中にノーリンギング通信のあった際、キャッチホンの着信表示音が入り、キャッチホンの切替操作を行うと通話音（ツーツー）が聞こえる場合がある。本内容は契 | (解説)<br>1)　電話回線に伝送装置を設置するに当たっては、電話回線の品質を確保しなければならないの で、以下の事項を確保する。<br>①　消費者の承諾を得る。<br>②　公衆電話や共同電話には取付けすることはできない。<br>③　入居前や移転等により不通となっている回線や、料金未払い等によるサービス中断中の回線に取り付けても通信はできない。<br>④　ＩＮＳネット加入者やビル電話（宅内設置型）に取り付けた場合ノーリンギング通信はできない。端末発呼のみ可能となる。<br>⑤　下記ＮＴＴサービスを受けている消費者宅へ伝送装置を取付けると、以下のような現象を生じる場合がある。<br>a)　シルバーホン(改良型は除く。)<br>ガス事業者と伝送装置が通信しているときにシルバーホンが緊急通報発信をした場合、ダイヤルをかけることなくメッセージを送信してしまうため、シルバーホンから通報相手先にメッセージを送出することができない。本内容は、契約の際消費者に説明し、承諾書をもらう。<br>b)　キャッチホン<br>通話中にノーリンギング通信のあった際、キャッチホンの着信表示音が入り、キャッチホンの切替操作を行うと通話音（ツーツー）が聞こえる場合がある。本内容は契 |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | 約の際 消費者に説明し、承諾書に捺印をもらう。<br>　また、監視センタ側においては、利用者が通話中にノーリンギング通信を行うと、電話使用中となる。ただし、キャッチホンの切替操作が遅い場合はにはセンタＮＣＵが伝送装置不応答と判断する場合がある。<br>c) ～ e)<br>(略)<br>⑥～⑨<br>(略)<br><br>2) 伝送装置は、取付け作業及び維持管理上、支障のない壁面に取り付ける。なお、以下のようなところには取り付けしない。<br>① 備品の影になる場所<br>② 燃焼器具等からの排気、湯気、油煙等が直接かかるところ<br>③ 温度が－３０℃以下又は６０℃以上になるところ<br>④ 直接日光が長時間当たるところ<br>⑤ テレビ、ラジオ等の電気器具より１m以内の場所<br>⑥ 長時間又は常に水がかかるところ<br><br>【参考】伝送装置の設置例<br>1) 設　置<br>電気工事は電気工事士に、電話線工事は工事担任者アナログ第３種またはＡＩ第３種以上に依頼する。<br>《設置例》<br>(略)<br><br>2) 結線方法について（雷サージ対策等）<br>(略)<br><br>【伝送装置とマイコンメータとの結線例】・・・ガス漏れ警報器も同様<br> 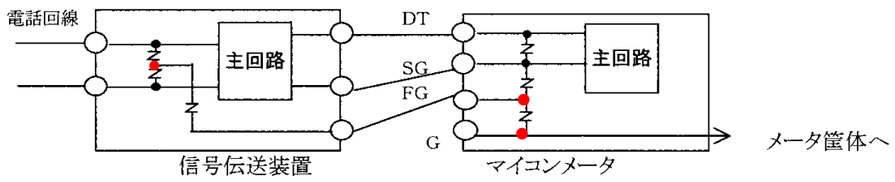 <br><br>DT：データ伝送（通信データ信号のプラス）<br>SG：シグナルグランド（通信データ信号のマイナス）<br>FG：フレームグランド（回線電源間のグランド）<br>G：グランド（大地アース）<br>（図中に●の追加（3 箇所））<br><br><br>

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | 8.4.3　通信インフラの変遷対応例<br>消費者のインターネット採用が進み、ひかり電話・ＡＤＳＬ・ＩＳＤＮ契約が年々増加していることに対応した集中監視システム対応例を紹介する。<br>これら現状の通信インフラすべてに対応できる端末システムとして、特定小電力無線型で特に戸建住宅に適している。<br><br>【特定小電力無線システム設置例】<br>特定小電力無線親・子機ｼｽﾃﾑにて４種類の回線に対応可能であり、モジュラージャックの差替えだけの簡易施工方式である。 | 8.4.3　通信インフラの変遷対応例<br>消費者のインターネット採用が進み、ＡＤＳＬ・ＩＳＤＮ契約が年々増加していることに対応した集中監視システム対応例を紹介する。<br>これら現状の通信インフラすべてに対応できる端末システムとして、特定小電力無線型で特に戸建住宅に適している。<br><br>【特定小電力無線システム設置例】<br>特定小電力無線親・子機ｼｽﾃﾑにて３種類の回線に対応可能であり、モジュラージャックの差替えだけの簡易施工方式である。 |

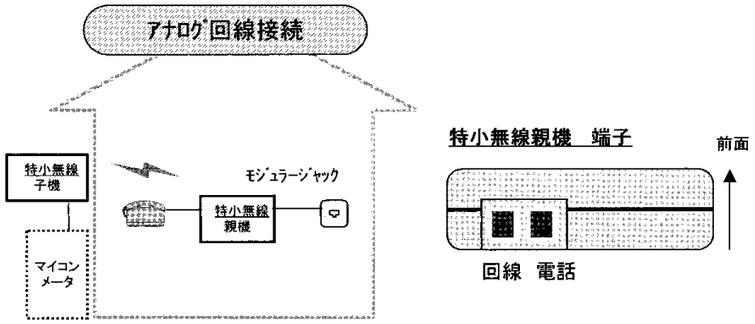


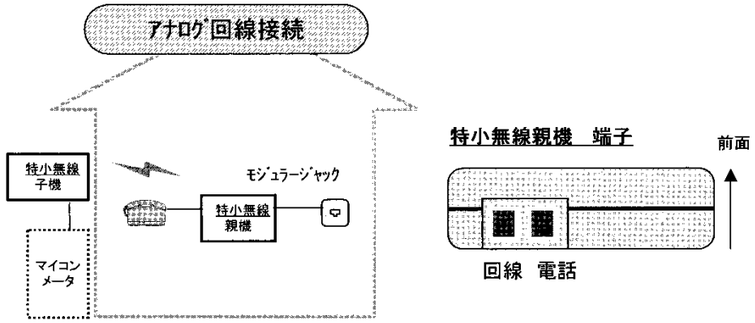


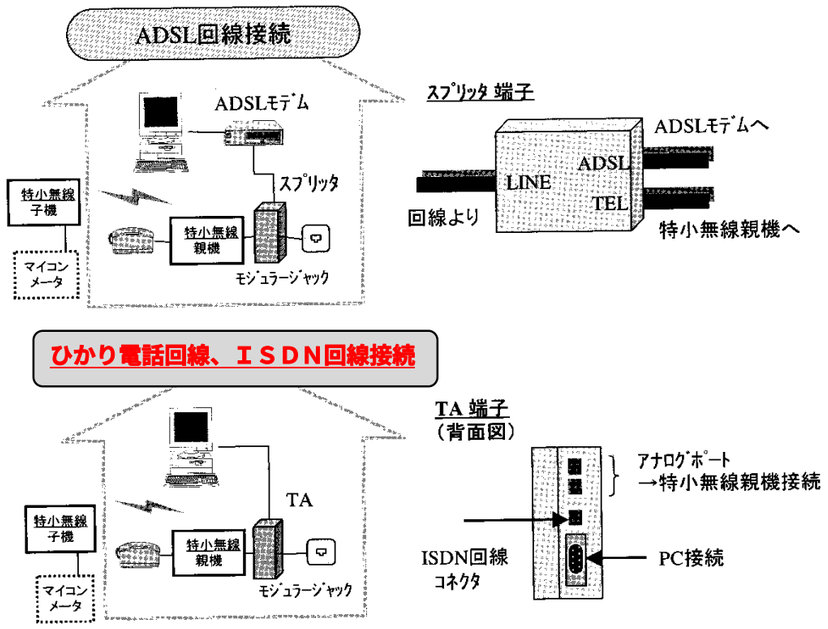





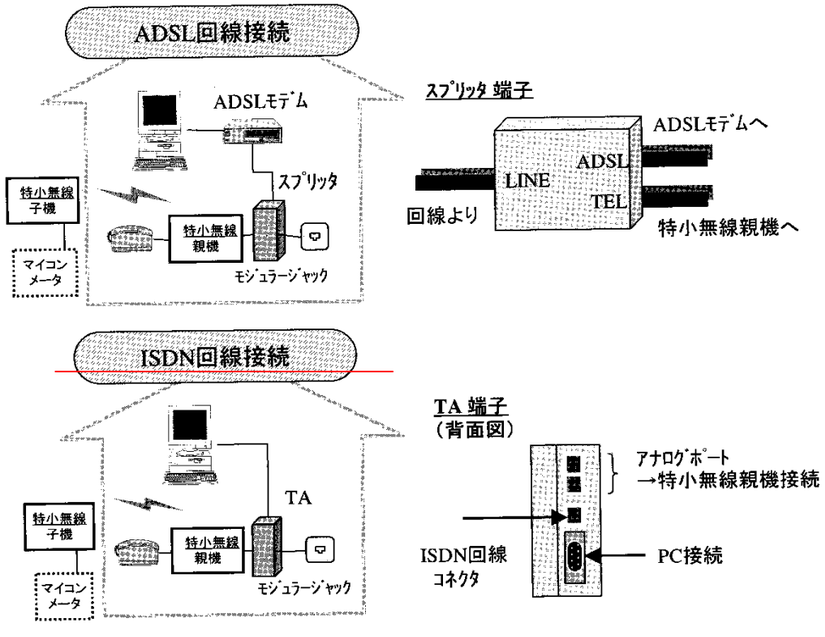

**iii）III.施工編 2.4 寒冷地における供給設備／雪害対策　記述追加**

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P188 | 2.4　寒冷地における供給設備<br>2.4.1　積雪地域における供給設備<br>ＬＰガス容器、供給機器類、供給管等を、雪害から守るための施工をすること。<br>（解説）<br>1)　容器・調整器まわり<br>容器・調整器は、積雪や落雪の影響を受けない場所、容器交換が容易に行える場所に設置する。この場合、容器・調整器の設置位置の選定には、隣家の落雪による影響も配慮する。<br>①落雪等の影響がない軒下や建物の切妻側に設置。<br> 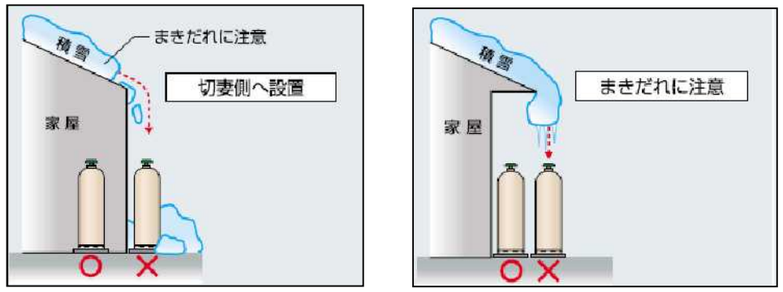 <br>②落雪等の防止対策が取られ、除雪が行き届く玄関脇に設置。<br> 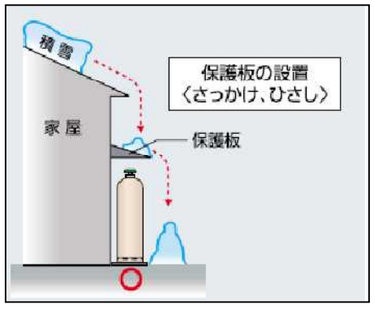 | 2.4　寒冷地における供給設備<br>2.4.1　積雪地域における供給設備<br>ＬＰガス容器、供給機器類、供給管等を、雪害から守るための施工をすること。<br>（解説）<br>1)　積雪による設備損傷防止の対策例<br> 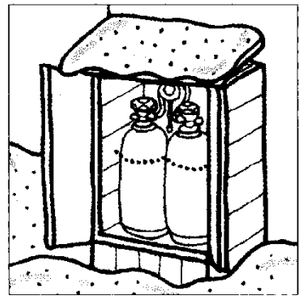 <br>容器を収納庫に入れる。<br> 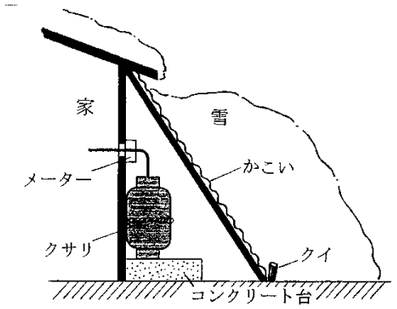 <br>降雪時期には「かこい」をつける。<br>2)　降雪地（寒冷地）における供給設備の設置例<br>（積雪を考慮し、調整器の設置位置を高くした例）<br> 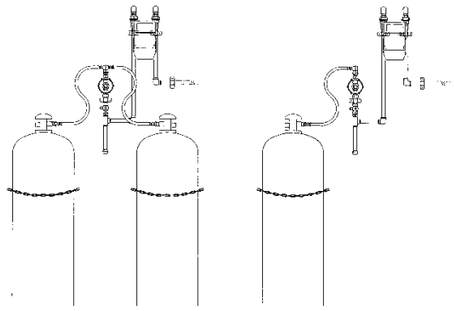 <br>3)　雪害におけるガス漏えい防止の安全器具<br> 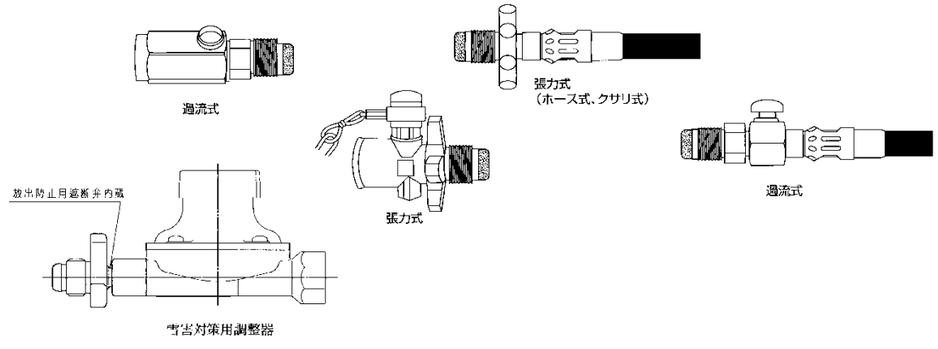 |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | **③雪囲い、容器収納庫等の中に設置。**<br>a)雪囲いの設置例<br> 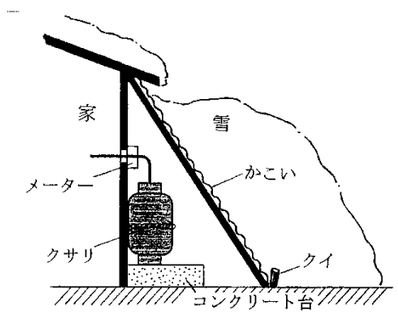 <br><br>降雪時期には「かこい」をつける。<br> <br>b)容器収納庫の設置例<br> <br>**道路等で使用されるコンクリートブロック製の側溝とコンクリート製の蓋を利用した容器収納庫内に容器、調整器を設置している。**<br>**扉は、積雪時の容器交換に配慮し、前面の板を着脱可能としている。**<br>**c)建物の凹み部分への設置例**<br> <br>**建物の凹み部分に容器、調整器、ガスメータ、供給管等を設置している。** | |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | d)建物壁面側への調整器設置例<br> <br>高圧ホースを用いて調整器を建物側に設置している。容器に調整器を直結している設備に雪害による被害が多の影響を受けにくい建物の壁面側に設置することが望ましい。<br>④その他の容器・調整器まわりの雪害対策例<br>a)積雪を考慮し、調整器の設置位置を高くした例<br> 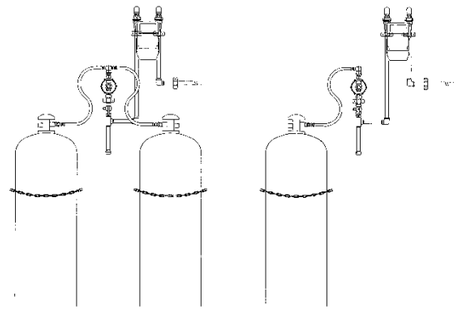 <br>b)雪害におけるガス漏えい防止の安全器具<br> 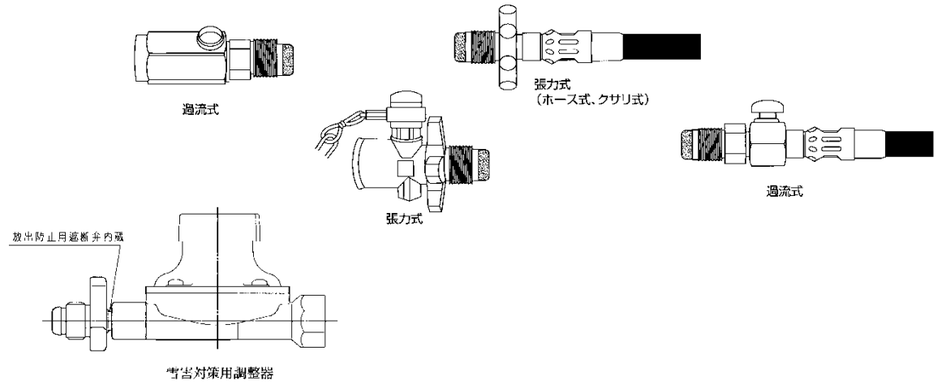 | |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | （参考）容器・調整器まわりの管理<br>・雪の中では容器のスカート部が腐食してピンホールができやすいため配送時に点検する。<br>・容器を置く場所はコンクリート台を敷くなどで水はけをよくし、腐食および地面との間で凍結を防ぐ。<br>・充てん時に容器キャップのネジ部にグリースを塗り、ネジ部分の凍結を防ぐ。<br>・融雪期には容器の転倒防止用の鎖を確実に施す。<br>・雪下ろしは他人に依頼するケースが多いため容器設置場所に旗を立てるなど目印を置く。<br>・調整器の通気孔にベタ雪が付着し凍結して通気孔が閉そくすると、ガスが出にくくなったり異常燃焼を起こす心配があり、対策として調整器を雪囲い・収納庫等に収納する。（ポリエチレンフィルムなどをかぶせるだけでも効果がある。）<br><br>2） 配管等<br>配管の横引き部分は積雪面の上か、軒下や出窓下などに設置する。<br>豪雪地では軒下でも危険な場合もあり、雪囲いの内側に入れるか、強度のある架台の上などに設置する。<br> 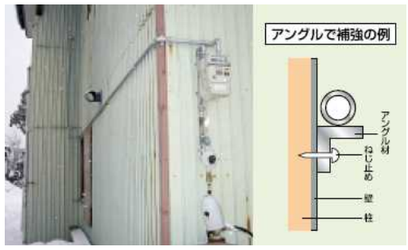 <br><br> 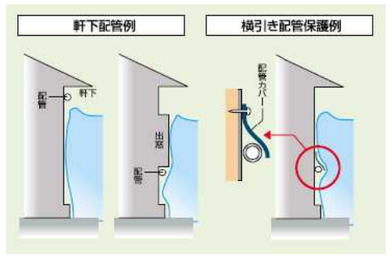 <br><br>3） ガスメーター<br>雪囲い、容器収納庫の中に設置するか、雪の影響が少ない軒下に設置する。<br> 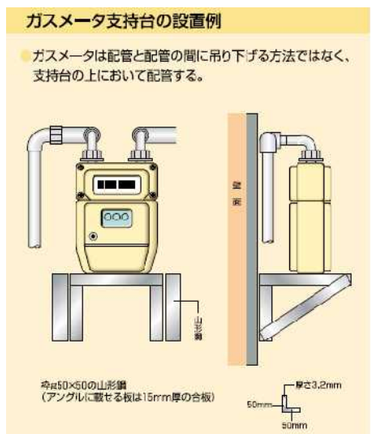 <br> | |

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| | 4）供給設備の強度を高めた設備例<br> <br>①積雪や落雪の影響を受けない建物の壁面側に調整器、ガスメータ等を設置。<br>②調整器をガスメータの下部に設置。<br>③管径を 20A とし、配管の強度を向上。<br>④供給管・配管をサドルバンドにより固定する。 | |

**ⅳ）III.施工編 6.1.4　配管用フレキ管の施工**

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P208 | ⑪配管用フレキ管が防火区画を貫通する場合は、配管用フレキ管と貫通孔との隙間をモルタルで充てんすること。工事完了後は当該配管用フレキ管に FESC マーク（消防法に基づく。）を貼付する。<br>（このほか、防火区画の貫通に専用の防火キットを用いる工法がある。） | ⑪配管用フレキ管が防火区画を貫通する場合は、配管用フレキ管と貫通孔との隙間をモルタルで充てんすること。工事完了後は当該配管用フレキ管に FESC マーク（消防法に基づく。）を貼付する。 |

**ⅴ）IV.維持管理編　5.1　調整器の維持管理、7.1 継手金具付高圧ホース、7.3 継手金具付低圧ホース／JLIA 交換期限表示シールの変更**

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P 245<br>P 252<br>P 254 | | 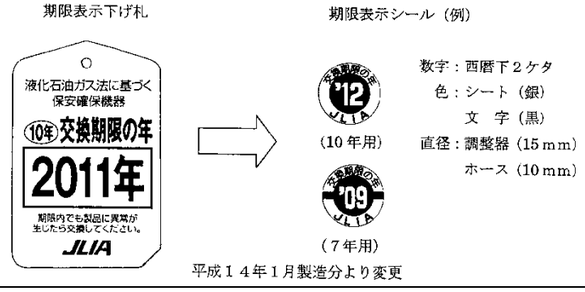 |

## （３）その他記載内容の改正

### ｉ）Ⅰ.基礎編　3.1.3　ＬＰガスの性質／プロパン･ブタンの性質一覧表の訂正

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P28</td><td>
11) プロパンとブタンの物理的性質一覧表<br><br>
表Ⅰ－３－３　プロパン・ブタンの性質一覧表
<table>
<tr><th></th><th>プロパン</th><th>ｎ－ブタン</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>分　子　式</td><td>$C_3H_8$</td><td>$C_4H_{10}$</td><td></td></tr>
<tr><td>分　子　量</td><td>44</td><td>58</td><td></td></tr>
<tr><td>ガスの比体積<br>（標準状態）</td><td>509Ｌ／kg</td><td>386Ｌ／kg</td><td></td></tr>
<tr><td>ガスの比重<br>（標準状態）</td><td>1.52</td><td>2.00</td><td>空気よりも重い</td></tr>
<tr><td>ガスの密度　（Ａ）<br>（標準状態）</td><td>1.96kg/m³</td><td>2.59kg/m³</td><td>市販のＬＰガスでは<br>約 2kg/m³</td></tr>
<tr><td>液の密度　（Ｂ）<br>（0℃、飽和蒸気圧）</td><td>530kg/m³</td><td>603kg/m³</td><td>水の約半分の重さ<br>(飽和状態)</td></tr>
<tr><td>ガスと液の体積比<br>（Ｂ）／（Ａ）</td><td>約 270</td><td>約 230</td><td>市販のＬＰガスの場合、液１Ｌが気化するとその体積は約２５０倍となる。</td></tr>
</table>
（以下略）
</td><td>
11) プロパンとブタンの物理的性質一覧表<br><br>
表Ⅰ－３－３　プロパン・ブタンの性質一覧表
<table>
<tr><th></th><th>プロパン</th><th>ｎ－ブタン</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>分　子　式</td><td>$C_3H_8$</td><td>$C_4H_{10}$</td><td></td></tr>
<tr><td>分　子　量</td><td>44</td><td>58</td><td></td></tr>
<tr><td>ガスの比体積<br>（標準状態）</td><td>509Ｌ／kg</td><td>386Ｌ／kg</td><td></td></tr>
<tr><td>ガスの比重<br>（標準状態）</td><td>1.52</td><td>2.00</td><td>空気よりも重い</td></tr>
<tr><td>ガスの密度　（Ａ）<br>（標準状態）</td><td>1.96kg/m³</td><td>2.59kg/m³</td><td>市販のＬＰガスでは<br>約 2kg/m³</td></tr>
<tr><td>液の密度　（Ｂ）<br>（0℃、飽和蒸気圧）</td><td>530kg/m³</td><td>603kg/m³</td><td>水の約半分の重さ<br>(飽和状態)</td></tr>
<tr><td>ガスと液の体積比<br>（Ａ）／（Ｂ）</td><td>約 270</td><td>約 230</td><td>市販のＬＰガスの場合、液１Ｌが気化するとその体積は約２５０倍となる。</td></tr>
</table>
（以下略）
</td></tr>
</table>

### ⅱ）Ⅱ.設計編　4.4 集合装置の設計／地下室等の表現方法等について

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P92</td><td>
（3）　地下室等（地下室、地下街、その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所）に供給する３００kg以上の供給設備には、緊急時に遮断できる装置を設けること。<br><br>
関係法令　規則第１８条第２１号、第５３条第４号<br>
（解説）<br>
1)　地下室等の範囲は、次のように定められている。<br>
地下室等<br>
①特定地下街等<br>
地下街<br>
(延べ面積が 1000m²以上のもの)<br>
特定用途建築物及び地下道<br>
(特定用途建築物の地階Ａで連続して地下道Ｂに面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)<br>
特定複合用途建築物及び地下道<br>
(特定複合用途建築物の地階ＡＢＣで連続して地下道Ｄに面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)<br>
②特定地下室等<br>
特定用途建築物<br>
(特定用途建築物の地階Ａ)<br>
特定複合用途建築物<br>
(特定複合用途建築物の地階)<br>
③その他地下室　①②に掲げる地下室等以外（個人住宅の地下室を除く。）
</td><td>
（3）　地下室等（地下室、地下街）に供給する３００kg以上の供給設備には、緊急時に遮断できる装置を設けること。<br><br>
関係法令　規則第１８条第２１号、第５３条第４号<br>
（解説）
</td></tr>
</table>

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|

**①特定地下街等**

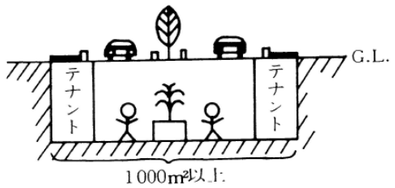


地下街

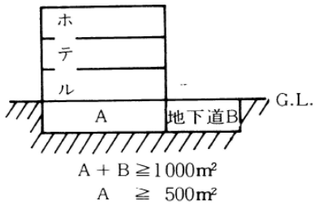


A＋B≧1000㎡
A　≧　500㎡

特定用途建築物及び地下道

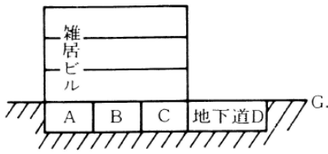


A＋B＋C＋D≧1000㎡
B＋C　　≧　500㎡
（ただし、B、Cのみが特定用途に供される部分）

特定複合用途建築物及び地下道

**②特定地下室等**

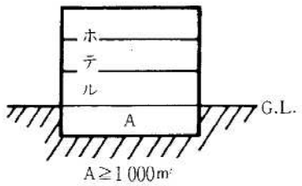


A≧1000㎡

特定用途建築物

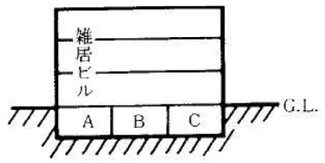


A＋B＋C≧1000㎡
B＋C　≧　500㎡
（ただし、B、Cのみが特定用途に供される部分）

特定複合用途建築物

**注）特定用途とは次のとおりである。**

**イ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類するもの**
**ロ キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類するもの**
**ハ 貸席及び料理飲食店**
**ニ 百貨店及びマーケット**
**ホ 旅館及びホテル**
**ヘ 病院、診療所及び助産所**
**ト 盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園**
**チ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの**

2) 1)-①の特定地下街等に供給する貯蔵設備には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において直ちにＬＰガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに近接して設ける。

図Ⅱ－４－８　緊急ガス遮断装置の設置概念図（略）

1) 特定地下街等に供給する貯蔵設備には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において直ちにＬＰガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに近接して設ける。

図Ⅱ－４－８　緊急ガス遮断装置の設置概念図（略）

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td>3)　1)-②の特定地下室等及び 1)-③のその他の地下室に供給する貯蔵設備には、当該供給管に接続された貯蔵設備ごとにこれに近接したバルブによってＬＰガスの供給を停止することができる場合は、緊急遮断装置の設置は不要である。</td><td>2)　特定地下室等及び地下室等（個別住宅の地下室を除く。）に供給する貯蔵設備には、当該供給管に接続された貯蔵設備ごとにこれに近接したバルブによってＬＰガスの供給を停止することができる場合は、緊急遮断装置の設置は不要である。</td></tr>
</table>

**iii）Ⅱ.設計編　4.5 中圧供給方式／中圧供給についての溶接施工**

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P96</td><td>4)中圧配管であるため、管の接合は溶接施工によることが望ましく、また防食措置等の工事が必要になる。</td><td>4)中圧配管であるため、溶接施工し防食措置等の工事が必要となる。</td></tr>
</table>

**iv）Ⅱ.設計編　6.2 配管経路・位置の決定／電気配線とガス管の離隔等　表の誤字・脱字等訂正**

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P114</td><td>2)　主な電気配線とガス管との接近又は交差の場合の離隔距離
<table>
<tr><th></th><th>配線種類</th><th>離隔距離</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>①</td><td>がいし引き工事の低圧屋内配線</td><td>１０㎝以上（裸配線は３０㎝以上）</td><td>使用電圧３００Ｖ以下の場合において、絶縁性の隔壁を堅ろうに取り付けるか、配管を十分な長さの難燃性・耐水性のある堅ろうな絶縁管に収めたときは、この限りでない。（解釈第１８９条第１項）</td></tr>
<tr><td>②</td><td>その他の低圧屋内配線</td><td>接触してはいけない。</td><td>その他とは、合成樹脂線ぴ工事、合成樹脂管工事、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事、セルラダクト工事、ライテイングダクト工事、平形保護層工事、ケーブル工事により施設されている低圧屋内配線をいう。（解釈第１８９条第２項）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>高圧屋内配線</td><td>１５㎝以上</td><td>ケーブル工事により施設する場合で耐火性の堅ろうな隔壁を設けるとき又はケーブルを耐火性の堅ろうな管に収めたときはこの限りでない。（解釈第２０２条第２項）</td></tr>
</table>
（以下　略）</td><td>2)　主な電気配線とガス管との接近又は交差の場合の離隔距離
<table>
<tr><th></th><th>配線種類</th><th>離隔距離</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>①</td><td>がいし引き工事の低圧屋内配線</td><td>１０㎝以上（裸配線は３０㎝以上）</td><td>使用電圧３００Ｖ以下の場合において、絶縁性の隔壁を堅ろうに取り付けるか、配管を十分な長さの難燃性・耐久性のある堅ろうな絶縁管に収めたときは、この限りでない。（解釈第１８９条第１項）</td></tr>
<tr><td>②</td><td>その他の低圧屋内配線</td><td>接触してはいけない。</td><td>その他とは、合成樹脂線ぴ工事、合成樹脂管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事、セルラダクト工事、ライテイングダクト工事、平形保護層工事、ケーブル工事により施設されている低圧屋内配線をいう。（解釈第１８９条第２項）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>高圧屋内配線</td><td>１５㎝以上</td><td>ケーブル工事により施設する場合で耐火性の堅ろうな隔壁を設けるとき又はケーブル耐火性の堅ろうな管に収めたときはこの限りでない。（解釈第２０２条第２項）</td></tr>
</table>
（以下　略）</td></tr>
</table>

## iv）III.設計編　8.2.3 ガス漏れ警報器／特定用途について脱字等の訂正

| 頁 | 新(案) | 現行 |
|---|---|---|
| P156 | b)　地下室等の範囲は、次のように定められている。<br>地下室等<br>①特定地下街等<br>地 下 街<br>(延べ面積が1000m²以上のもの)<br>特定用途建築物及び地下道<br>(特定用途建築物の地階Ａで連続して地下道Ｂに面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)<br>特定複合用途建築物及び地下道<br>(特定複合用途建築物の地階ＡＢＣで連続して地下道Ｄに面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)<br>②特定地下室等<br>特定用途建築物<br>(特定用途建築物の地階Ａ)<br>特定複合用途建築物<br>(特定複合用途建築物の地階)<br>③その他地下室　①②に掲げる地下室等以外（個人住宅の地下室を除く。）<br>**①特定地下街等**<br> 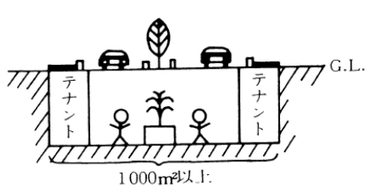 <br><br>地下街<br> 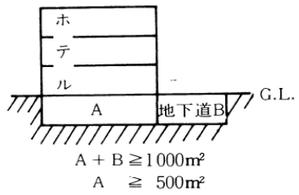 <br><br>A＋B≧1000㎡<br>A　≧　500㎡<br>特定用途建築物及び地下道<br> 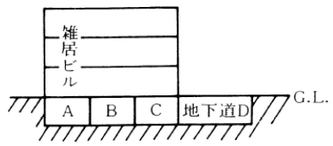 <br><br>A＋B＋C＋D≧1000㎡<br>B＋C　≧　500㎡<br>（ただし、B、Cのみが特定用途に供される部分）<br>特定複合用途建築物及び地下道<br>**②特定地下室等**<br> 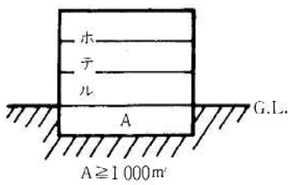 <br><br>A≧1000㎡<br>特定用途建築物<br> 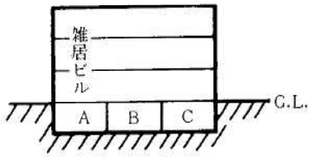 <br><br>A＋B＋C≧1000㎡<br>B＋C　≧　500㎡<br>（ただし、B、Cのみが特定用途に供される部分）<br>特定複合用途建築物 | b)　地下室等の範囲は、次のように定められている。<br>地下室等<br>①特定地下街等<br>地 下 街<br>(延べ面積が1000m²以上のもの)<br>特定用途建築物及び地下道<br>(特定用途建築物の地階Ａで連続して地下道Ｂに面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)<br>特定複合用途建築物及び地下道<br>(特定複合用途建築物の地階ＡＢＣで連続して地下道Ｄに面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)<br>②特定地下室等<br>特定用途建築物<br>(特定用途建築物の地階Ａ)<br>特定複合用途建築物<br>(特定複合用途建築物の地階)<br>③その他地下室　①②に掲げる地下室等以外（個人住宅の地下室を除く。） |

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td>注）特定用途とは次のとおりである。<br>① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類するもの<br>② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場<u>その他これらに類するもの</u><br>③ 貸席及び料理飲食店<br>④ 百貨店及びマーケット<br>⑤ 旅館及びホテル<br>⑥ 病院、診療所及び助産所<br>⑦ 盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園<br>⑧ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</td><td>注）特定用途とは次のとおりである。<br>① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類するもの<br>② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場<br>③ 貸席及び料理飲食店<br>④ 百貨店及びマーケット<br>⑤ 旅館及びホテル<br>⑥ 病院、診療所及び助産所<br>⑦ 盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園<br>⑧ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</td></tr>
</table>

**v）III.施工編　2.2 容器設置場所の確認／鎖止め金具の強度と形状　表の正誤**

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P184</td><td>表III－２－１　鎖止め金具の強度と形状
<table>
<tr><th>標準容器</th><th>ヒートン型＊</th><th>板　　型＊</th><th>ねじ込み深さ＊＊</th><th>引抜き耐力</th></tr>
<tr><td>１０ｋｇ容器</td><td>φ５mm<u>以上</u></td><td>ｔ１.５mm以上</td><td>１５mm以上</td><td>０.６９kN</td></tr>
<tr><td>２０ｋｇ容器</td><td>φ５mm<u>以上</u></td><td>ｔ１.５mm以上</td><td>２０mm以上</td><td>０.８８kN</td></tr>
<tr><td>５０ｋｇ容器</td><td>φ５mm<u>以上</u></td><td>ｔ２mm以上</td><td>２５mm以上</td><td>１.１０kN</td></tr>
</table></td><td>表III－２－１　鎖止め金具の強度と形状
<table>
<tr><th>標準容器</th><th>ヒートン型＊</th><th>板　　型＊</th><th>ねじ込み深さ＊＊</th><th>引抜き耐力</th></tr>
<tr><td>１０ｋｇ容器</td><td>φ５mm</td><td>ｔ１.５mm以上</td><td>１５mm以上</td><td>０.６９kN</td></tr>
<tr><td>２０ｋｇ容器</td><td>φ５mm</td><td>ｔ１.５mm以上</td><td>２０mm以上</td><td>０.８８kN</td></tr>
<tr><td>５０ｋｇ容器</td><td>φ５mm</td><td>ｔ２mm以上</td><td>２５mm以上</td><td>１.１０kN</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

**vii）III.施工編　7.1 バルブ・ガス栓／設置上の注意事項について**

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P209</td><td>第７章　バルブ・ガス栓・接続具<br>7.1　バルブ・ガス栓<br>バルブ・ガス栓は、操作が容易な場所に設置すること。<br>（解説）<br>1)　バルブ・ガス栓の設置上の注意事項<br>①～④　（略）<br>⑤　中圧用、低圧用のねじ接続については、不乾性（半乾性）の耐ＬＰガス性のシール材を使用する。<u>（テープの端切の侵入によるガス栓の詰まり等、機能不良の原因となるため、シールテープの使用は避ける。）</u><br>（以下略）</td><td>第７章　バルブ・ガス栓・接続具<br>7.1　バルブ・ガス栓<br>バルブ・ガス栓は、操作が容易な場所に設置すること。<br>（解説）<br>1)　バルブ・ガス栓の設置上の注意事項<br>①～④　（略）<br>⑤　中圧用、低圧用のねじ接続については、不乾性（半乾性）の耐ＬＰガス性のシール材<u>（シールテープは除く）</u>を使用する。<br>（以下略）</td></tr>
</table>

viii）III.施工編　9.2 気密試験／高圧部の気密試験について

<table>
<tr><th>頁</th><th>新(案)</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>P216</td><td>（解説）<br>1)　気密試験圧力及び保持時間<br>①　高圧部（充てん容器等と調整器（二段減圧用二次側のものを除く）の間の部分）<br>試験圧力　１．５６ＭＰａ<br><u>高圧部の気密試験については、メーカーの証明書・検査機関の合格シールの確認等に代えることができる場合が多い。</u><br>②　中圧部（中圧供給の場合）<br>試験圧力　０．１５ＭＰａ<br>表III－９－１　気密保持時間<br><table><tr><th>当該配管等の内容積</th><th>気密試験圧力保持所要時間</th></tr><tr><td>１m³未満</td><td>２４分以上</td></tr><tr><td>１m³以上１０m³未満</td><td>２４０分以上</td></tr></table>調整器の二段式減圧用一次側と二段式減圧用二次側の間の部分については、メーカーの証明書等に代えることができる。<br>（以下略）</td><td>（解説）<br>1)　気密試験圧力及び保持時間<br>①　高圧部（充てん容器等と調整器（二段減圧用二次側のものを除く）の間の部分）<br>試験圧力　１．５６ＭＰａ<br>②　中圧部（中圧供給の場合）<br>試験圧力　０．１５ＭＰａ<br>表III－９－１　気密保持時間<br><table><tr><th>当該配管等の内容積</th><th>気密試験圧力保持所要時間</th></tr><tr><td>１m³未満</td><td>２４分以上</td></tr><tr><td>１m³以上１０m³未満</td><td>２４０分以上</td></tr></table>調整器の二段式減圧用一次側と二段式減圧用二次側の間の部分については、メーカーの証明書等に代えることができる。<br>（以下略）</td></tr>
</table>